

令和5年度 北河内地域水防災連絡協議会

日 時： 令和5年5月31日（水） 14:00～16:00

場 所： 北河内府民センター 1階 大会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 出席者紹介

3. 議 題

- 行政WGの結果（報告事項）……………【資料1】
- 北河内地域水防災連絡協議会規約改正……………【資料2】
- 流域治水の推進……………【資料3】
- 5年間で実施する具体的な取組みの進捗状況……………【資料4】
- 流域治水プロジェクトの更新……………【資料5】
- おおさかタイムライン防災プロジェクト……………【資料6】
- 要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練……………【資料7】

4. 報 告

- 令和5年度事業予定箇所……………【資料8】
- 各機関の取組報告……………【資料9】
- 令和5年度大阪府水防計画の改定について……………【資料10】
- 洪水浸水想定区域の指定拡大について……………【資料11】

5. 情報共有

- 防災気象情報の改善に係る取組について……………【資料12】
- 個別避難計画作成支援について……………【資料13】

【行政 WG の結果】

令和4年度 北河内地域水防災連絡協議会 第2回行政 WG

日時：令和4年11月21日（月）

場所：北河内府民センター 大会議室

（議題）

- 流域治水プロジェクトの推進を図るため、令和3年度末に策定した淀川左岸ブロックの流域治水管理図について、①位置図のみから、②ロードマップ、③事業効果の見える化、④指標等による進捗管理、⑤グリーンインフラを追加し5面構成に更新予定。来年度の協議会上程を目標とする。
- 目標を達成するために概ね5年間（R4～R8）で実施する具体的な取組と流域治水の進捗管理のため、新たな管理表を用いて行うことを提案。

（情報提供）

- 要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練の実施状況について事業調整室より説明。
- ため池等の既存ストック調査結果について府河川室より説明。
- 水門、樋門等の適切な運用体制確保に向けた管理者不明施設への対応について府河川室より説明。
- 緊急自然災害防止対策事業債などの地方債の活用について河川室より説明。

令和5年度 北河内地域水防災連絡協議会 第1回行政WG

日時：令和5年4月25日（火）

場所：北河内府民センター 大会議室

（議題）

- 北河内地域水防災連絡協議会の規約改正案（組織変更等による構成員名の修正）について事務局より説明し、協議会上程の了承を得る。
- 流域治水の推進について大阪府河川室より説明し、協議会上程の了承を得る。
- 概ね5年間で実施する具体的な取組みの進捗状況について事務局より説明し、協議会上程の了承を得る。
- 流域治水プロジェクトの更新について事務局より説明し、協議会上程の了承を得る。
- おおさかタイムライン防災プロジェクトについて大阪府河川室より説明し、協議会上程の了承を得る。
- 要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練について大阪府河川室より説明し協議会上程の了承を得る。

（報告）

- 令和5年度の事業予定箇所について事務局より説明
- 防災の取り組みについて各機関より説明
- 令和5年度大阪府水防計画の改定について大阪府事業調整室より説明
- 洪水浸水想定区域の指定拡大について大阪府河川室より説明

（情報提供）

- 防災気象情報の改善に係る取り組みについて大阪管区气象台により説明
- 地方債の活用について大阪府河川室より説明

【資料2】

北河内地域水防災連絡協議会規約（案）

(名 称)

第1条 本協議会の名称は、北河内地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災・減災関係機関に提供するとともに、「北河内地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組及び流域治水プロジェクトを総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

2 前項の「北河内地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取組む地域とする。

(組 織)

第3条 協議会は、「北河内地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。

3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のワーキンググループを新設することができるものとする。

4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会で「北河内地域」における連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 各市間の情報連絡システムの整備
- (3) 各市の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

2 前項の寝屋川ブロックの範囲における取組については、主として避難・水防等に関する対策を連絡協議し、とりまとめた内容を、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて設置する寝屋川流域協議会を通して流域治水プロジェクトへ反映させる。

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前条の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項

- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項
- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「北河内地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(オブザーバー)

第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。

- 2 オブザーバーは、本協議会の目的達成のため助言と支援を行うことができる。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第12条 事務局は、大阪府枚方土木事務所が行う。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は会長が定めるものとする。

(付則)

この規約は、平成 3年5月29日から実施する。

この規約は、平成 9年5月28日から実施する。

この規約は、平成12年5月30日から実施する。

この規約は、平成18年6月 6日から実施する。

この規約は、平成19年6月20日から実施する。

この規約は、平成20年6月25日から実施する。

この規約は、平成28年7月27日から実施する。

この規約は、平成30年2月28日から実施する。

この規約は、平成30年5月28日から実施する。

この規約は、令和 元年5月31日から実施する。

この規約は、令和 2年5月26日から実施する。

この規約は、令和 3年5月19日から実施する。

この規約は、令和 4年3月24日から実施する。

この規約は、令和 4年7月 6日から実施する。

この規約は、令和 5年5月31日から実施する。

(別表1)

(自治体)

大阪府知事
大阪府枚方土木事務所長
大阪府寝屋川水系改修工営所長
大阪府東部流域下水道事務所長
北河内地域地域防災監
大阪府中部農と緑の総合事務所長
大阪府守口保健所長
大阪府四條畷保健所長
守口市長
枚方市長
寝屋川市長
大東市長
門真市長
四條畷市長
交野市長
枚方市保健所長
寝屋川市保健所長
枚方寝屋川消防組合消防長
守口市門真市消防組合消防長
大東四條畷消防組合消防長
交野市消防本部消防長

(国関係)

淀川河川事務所長
大阪管区气象台長

(水防事務組合)

淀川左岸水防事務組合 事務局長

(警察機関)

大阪府枚方警察署長
大阪府交野警察署長
大阪府寝屋川警察署長
大阪府四條畷警察署長
大阪府門真警察署長
大阪府守口警察署長

(占用事業者)

西日本電信電話(株)関西支店 災害対策室 室長
関西電力送配電(株)大阪北電力本部 枚方配電営業所 所長
大阪ガスネットワーク(株)北東部事業部導管計画チームマネジャー
大阪広域水道企業団東部水道事業所長
枚方市上下水道事業管理者
交野市水道事業管理者職務代理者水道局長
寝屋川市上下水道局長
大東市上下水道局長
守口市水道事業管理者

(運輸事業者)

西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部 阪奈支社長
京阪電気鉄道(株)工務部長

(別表2)

(自治体関係)

北河内地域地域防災監
大阪府枚方土木事務所建設課長
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長
大阪府東部流域下水道事務所建設課長
大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長
大阪府政策企画部危機管理室防災企画課 参事
大阪府都市整備部事業調整室都市防災課 参事
大阪府都市整備部河川室河川整備課 参事
大阪府都市整備部下水道室事業課 課長
大阪都市計画局計画推進室計画調整課 参事
大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課長
守口市環境下水道部長
守口市危機管理監
枚方市危機管理部長
枚方市土木部長
枚方市上下水道局上下水道部長
寝屋川市危機管理部長
寝屋川市上下水道局長
大東市危機管理監
大東市都市整備部長
門真市まちづくり部長
門真市総務部長
門真市環境水道部長
四條畷市都市整備部長
交野市理事兼都市整備部長
交野市理事兼危機管理監兼室長

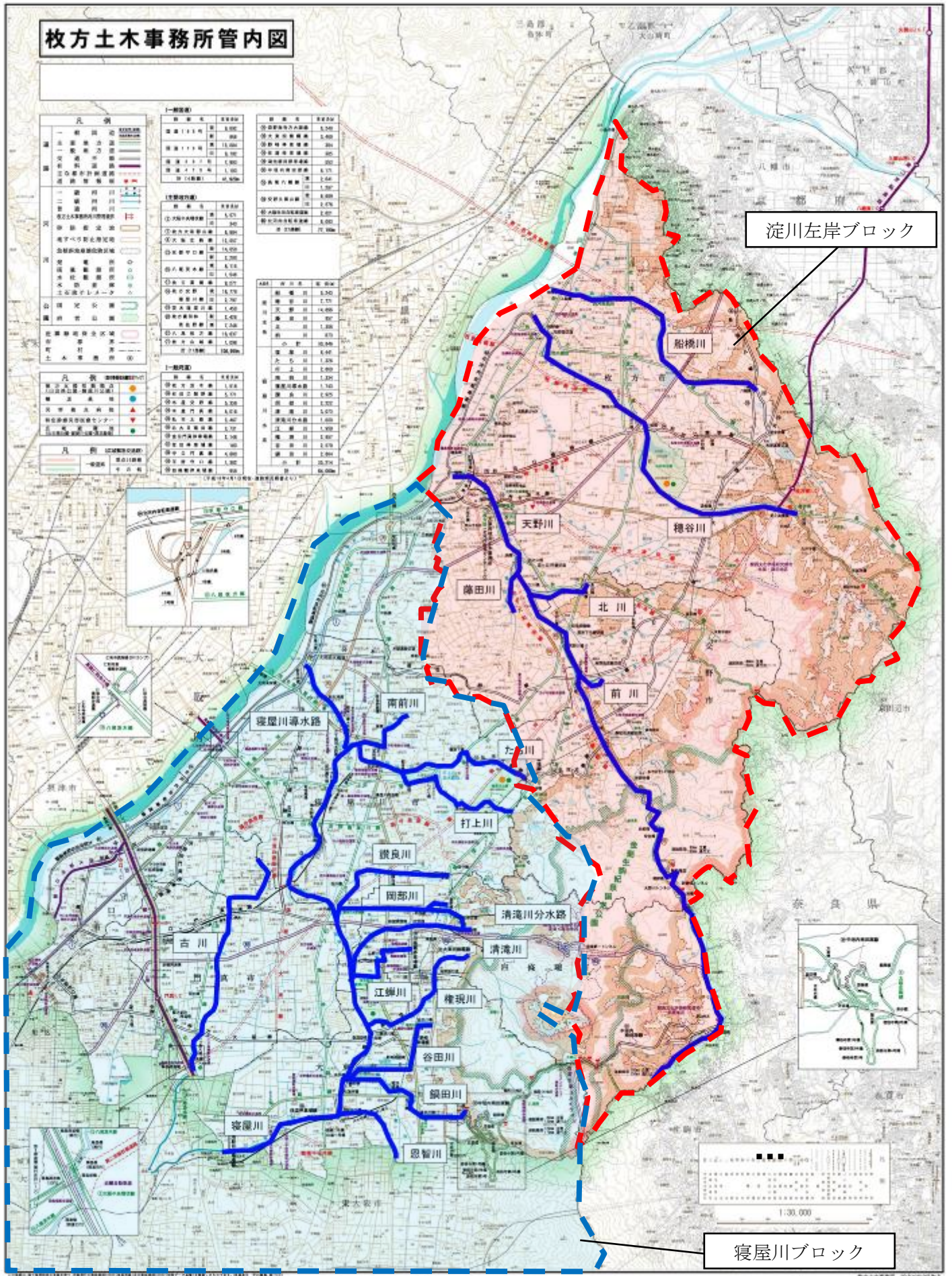
(国関係)

淀川河川事務所 総括地域防災調整官
大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官

(水防事務組合)

淀川左岸水防事務組合 総務課長

(別図)



「北河内地域」の府管理河川、土砂災害警戒区域が対象。

北河内地域水防災連絡協議会 規約改正 対照表

現行規約	改正案規約	備考
<p>(名 称) 第1条 本協議会の名称は、北河内地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。</p> <p>(目 的) 第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災・減災関係機関に提供するとともに、「北河内地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組及び流域治水プロジェクトを総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。 2 前項の「北河内地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取組む地域とする。</p> <p>(組 織) 第3条 協議会は、「北河内地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。 2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。 3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のワーキンググループを新設することができるものとする。 4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。</p> <p>(協議会での連絡協議事項) 第4条 協議会で「北河内地域」における連絡協議する事項は、下記のとおりとする。 (1)防災・減災対策の取組に関すること (2)各市間の情報連絡システムの整備 (3)各市の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換 (4)水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換 (5)大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知 (6)雨量、水位等の情報伝達 (7)その他 2 前項の寝屋川ブロックの範囲における取組については、主として避難・水防等に関する対策を連絡協議し、とりまとめた内容を、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて設置する寝屋川流域協議会を通して流域治水プロジェクトへ反映させる。</p> <p>(行政WGでの検討事項) 第5条 行政WGは、前条の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。 (1)洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項 (2)各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項 (1)(3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項</p>	<p>(名 称) 第1条 本協議会の名称は、北河内地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。</p> <p>(目 的) 第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災・減災関係機関に提供するとともに、「北河内地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組及び流域治水プロジェクトを総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。 2 前項の「北河内地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取組む地域とする。</p> <p>(組 織) 第3条 協議会は、「北河内地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。 2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。 3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のワーキンググループを新設することができるものとする。 4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。</p> <p>(協議会での連絡協議事項) 第4条 協議会で「北河内地域」における連絡協議する事項は、下記のとおりとする。 (1)防災・減災対策の取組に関すること (2)各市間の情報連絡システムの整備 (3)各市の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換 (4)水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換 (5)大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知 (6)雨量、水位等の情報伝達 (7)その他 2 前項の寝屋川ブロックの範囲における取組については、主として避難・水防等に関する対策を連絡協議し、とりまとめた内容を、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて設置する寝屋川流域協議会を通して流域治水プロジェクトへ反映させる。</p> <p>(行政WGでの検討事項) 第5条 行政WGは、前条の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。 (1)洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項 (2)各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項 (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項</p>	

北河内地域水防災連絡協議会 規約改正 対照表

現行規約	改正案規約	備考
<p>(4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「北河内地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項</p> <p>(5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項</p> <p>(協議会)</p> <p>第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。</p> <p>2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。</p> <p>3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。</p> <p>4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p>5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。</p> <p>6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。</p> <p>(行政WG)</p> <p>第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。</p> <p>2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。</p> <p>3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p>4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。</p> <p>5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。</p> <p>(オブザーバー)</p> <p>第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。</p> <p>2 オブザーバーは、本協議会の目的達成のため助言と支援を行うことができる。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。</p> <p>2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。</p> <p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>(構成員の任期)</p> <p>第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。</p>	<p>(4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「北河内地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項</p> <p>(5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項</p> <p>(協議会)</p> <p>第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。</p> <p>2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。</p> <p>3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。</p> <p>4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p>5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。</p> <p>6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。</p> <p>(行政WG)</p> <p>第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。</p> <p>2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。</p> <p>3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p>4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。</p> <p>5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。</p> <p>(オブザーバー)</p> <p>第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。</p> <p>2 オブザーバーは、本協議会の目的達成のため助言と支援を行うことができる。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。</p> <p>2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。</p> <p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>(構成員の任期)</p> <p>第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。</p>	

北河内地域水防災連絡協議会 規約改正 対照表

現行規約	改正案規約	備考
<p>(事務局) 第12条 事務局は、大阪府枚方土木事務所が行う。</p> <p>(委任) 第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は会長が定めるものとする。</p> <p>(付則) この規約は、平成 3年5月29日から実施する。 この規約は、平成 9年5月28日から実施する。 この規約は、平成12年5月30日から実施する。 この規約は、平成18年6月 6日から実施する。 この規約は、平成19年6月20日から実施する。 この規約は、平成20年6月25日から実施する。 この規約は、平成28年7月27日から実施する。 この規約は、平成30年2月28日から実施する。 この規約は、平成30年5月28日から実施する。 この規約は、令和 元年5月31日から実施する。 この規約は、令和 2年5月26日から実施する。 この規約は、令和 3年5月19日から実施する。 この規約は、令和 4年3月24日から実施する。 この規約は、令和 4年7月 6日から実施する。</p>	<p>(事務局) 第12条 事務局は、大阪府枚方土木事務所が行う。</p> <p>(委任) 第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は会長が定めるものとする。</p> <p>(付則) この規約は、平成 3年5月29日から実施する。 この規約は、平成 9年5月28日から実施する。 この規約は、平成12年5月30日から実施する。 この規約は、平成18年6月 6日から実施する。 この規約は、平成19年6月20日から実施する。 この規約は、平成20年6月25日から実施する。 この規約は、平成28年7月27日から実施する。 この規約は、平成30年2月28日から実施する。 この規約は、平成30年5月28日から実施する。 この規約は、令和 元年5月31日から実施する。 この規約は、令和 2年5月26日から実施する。 この規約は、令和 3年5月19日から実施する。 この規約は、令和 4年3月24日から実施する。 この規約は、令和 4年7月 6日から実施する。 <u>この規約は、令和 5年5月31日から実施する。</u></p>	

北河内地域水防災連絡協議会 規約改正 対照表

現行規約	改正案規約	備考
<p>(別表1)</p> <p>(自治体)</p> <p>大阪府知事 大阪府枚方土木事務所長 大阪府寝屋川水系改修工営所長 大阪府東部流域下水道事務所長 北河内地域地域防災監 大阪府中部農と緑の総合事務所長 大阪府守口保健所長 大阪府四條畷保健所長 守口市長 枚方市長 寝屋川市長 大東市長 門真市長 四條畷市長 交野市長 枚方市保健所長 寝屋川市保健所長 枚方寝屋川消防組合消防長 守口市門真市消防組合消防長 大東四條畷消防組合消防長 交野市消防本部消防長</p> <p>(国関係)</p> <p>淀川河川事務所長 大阪管区气象台長</p> <p>(水防事務組合)</p> <p>淀川左岸水防事務組合 事務局長</p> <p>(警察機関)</p> <p>大阪府枚方警察署長 大阪府交野警察署長 大阪府寝屋川警察署長 大阪府四條畷警察署長 大阪府門真警察署長 大阪府守口警察署長</p> <p>(占用事業者)</p> <p>西日本電信電話(株)関西支店災害対策室 室長 関西電力送配電(株)大阪北電力本部 枚方配電営業所 所長 大阪ガス(株)ネットワークカンパニー北東部導管部導管計画チーム マネジャー 大阪広域水道企業団東部水道事業所長 枚方市上下水道事業管理者 交野市水道事業管理者職務代理者水道局長 寝屋川市上下水道局長 大東市上下水道局長 守口市水道事業管理者</p> <p>(運輸事業者)</p> <p>西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部工務次長 京阪電気鉄道(株)工務部長</p>	<p>(別表1)</p> <p>(自治体)</p> <p>大阪府知事 大阪府枚方土木事務所長 大阪府寝屋川水系改修工営所長 大阪府東部流域下水道事務所長 北河内地域地域防災監 大阪府中部農と緑の総合事務所長 大阪府守口保健所長 大阪府四條畷保健所長 守口市長 枚方市長 寝屋川市長 大東市長 門真市長 四條畷市長 交野市長 枚方市保健所長 寝屋川市保健所長 枚方寝屋川消防組合消防長 守口市門真市消防組合消防長 大東四條畷消防組合消防長 交野市消防本部消防長</p> <p>(国関係)</p> <p>淀川河川事務所長 大阪管区气象台長</p> <p>(水防事務組合)</p> <p>淀川左岸水防事務組合 事務局長</p> <p>(警察機関)</p> <p>大阪府枚方警察署長 大阪府交野警察署長 大阪府寝屋川警察署長 大阪府四條畷警察署長 大阪府門真警察署長 大阪府守口警察署長</p> <p>(占用事業者)</p> <p>西日本電信電話(株)関西支店災害対策室 室長 関西電力送配電(株)大阪北電力本部 枚方配電営業所 所長 大阪ガス(株)ネットワークカンパニー北東部導管部導管計画チーム マネジャー 大阪広域水道企業団東部水道事業所長 枚方市上下水道事業管理者 交野市水道事業管理者職務代理者水道局長 寝屋川市上下水道局長 大東市上下水道局長 守口市水道事業管理者</p> <p>(運輸事業者)</p> <p>西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部 阪奈支社長 京阪電気鉄道(株)工務部長</p>	

北河内地域水防災連絡協議会 規約改正 対照表

現行規約	改正案規約	備考
<p>(別表2)</p> <p>(自治体関係)</p> <p>北河内地域地域防災監 大阪府枚方土木事務所建設課長 大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長 大阪府東部流域下水道事務所建設課長 大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長 大阪府政策企画部危機管理室防災企画課 参事 大阪府都市整備部事業調整室都市防災課 参事 大阪府都市整備部河川室河川整備課 参事 大阪府都市整備部下水道室事業課 課長 大阪都市計画局計画推進室計画調整課 参事 大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課長 守口市環境下水道部長 守口市危機管理監 枚方市危機管理部長 枚方市土木部長 枚方市上下水道局上下水道部長 寝屋川市危機管理部長 寝屋川市上下水道局長 大東市危機管理監 大東市都市整備部長 門真市まちづくり部長 門真市総務部長 門真市環境水道部長 四條畷市都市整備部長 交野市都市整備部長 交野市危機管理室長</p> <p>(国関係)</p> <p>淀川河川事務所 調査課長 大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官</p> <p>(水防事務組合)</p> <p>淀川左岸水防事務組合 総務課長</p>	<p>(別表2)</p> <p>(自治体関係)</p> <p>北河内地域地域防災監 大阪府枚方土木事務所建設課長 大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長 大阪府東部流域下水道事務所建設課長 大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長 大阪府政策企画部危機管理室防災企画課 参事 大阪府都市整備部事業調整室都市防災課 参事 大阪府都市整備部河川室河川整備課 参事 大阪府都市整備部下水道室事業課 課長 大阪都市計画局計画推進室計画調整課 参事 大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課長 守口市環境下水道部長 守口市危機管理監 枚方市危機管理部長 枚方市土木部長 枚方市上下水道局上下水道部長 寝屋川市危機管理部長 寝屋川市上下水道局長 大東市危機管理監 大東市都市整備部長 門真市まちづくり部長 門真市総務部長 門真市環境水道部長 四條畷市都市整備部長 交野市理事兼都市整備部長 交野市理事兼危機管理監兼室長</p> <p>(国関係)</p> <p>淀川河川事務所 総括地域防災調整官 大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官</p> <p>(水防事務組合)</p> <p>淀川左岸水防事務組合 総務課長</p>	

北河内地域水防災連絡協議会 規約改正 対照表

現行規約	改正案規約	備考
<p>(別図)</p>	<p>(別図)</p>	
<p>「北河内地域」の府管理河川、土砂災害警戒区域が対象。</p>	<p>「北河内地域」の府管理河川、土砂災害警戒区域が対象。</p>	

▶あらゆる関係者が協働して治水対策を進めることが重要
▶下水部局、農林部局、都市計画部局、建築部局、市町村担当部局などが参画する水防災連絡協議会において、各主体の取組みを共有し、流域治水プロジェクトを充実・強化していく

(これまでの取組み)
○令和3年度に水防災連絡協議会及び寝屋川流域協議会で府内26ブロックの流域治水プロジェクトを策定
○令和4年度に流域治水プロジェクトを更新し、令和5年度の水防災連絡協議会で承認を得る予定

◆令和5年度の大阪府の主な取組み◆

流域治水プロジェクトの充実・強化

①河川整備計画に基づくハード対策の推進

当面の治水目標達成を目指し、平成22年6月に策定した「今後の治水対策の進め方」に基づく河川整備計画のメニューを推進
※限られた予算の中で、効果的・効率的に整備を進める方策を検討

河川整備計画策定から概ね20～30年での目標達成を目指す

気候変動を踏まえた治水対策の検討

河川整備審議会において現在の治水対策を検証し、降雨量の増大などを考慮した外力の想定と対応方針を決定
※気候変動の影響を検証し、いつ計画を見直すかを検討

治水専門部会、河川整備審議会の審議を経て方針決定

②洪水浸水想定区域の指定拡大（水防法）

令和4年度末105河川を指定済み。令和6年6月を目標に全河川を指定予定
※指定に伴う警戒避難体制構築のため、水位計・キキクルによる水位情報提供の手続きを進める

令和5年度末に31河川を指定

③特定都市河川の指定検討（特定都市河川浸水被害対策法）

寝屋川流域以外に新たに指定を進める
※指定によるハード整備の加速化と規制の強化（概ね5年で指定：国方針）
※市町村のニーズを踏まえて指定検討を進める

指定によるメリット・デメリットを整理し、モデル流域を選定

④リスク周知の継続

洪水リスク等の周知を継続し、令和5年4月から本格運用を開始した水防災情報システムを活用した避難行動支援を実施
※水防災情報の活用を促進するため、地域ワークショップ・出前講座などの機会をとりえて周知を実施

4月から新システムを運用開始
あらゆる機会をとりえてリスク周知・水防災情報活用を促進

⑤タイムラインの充実

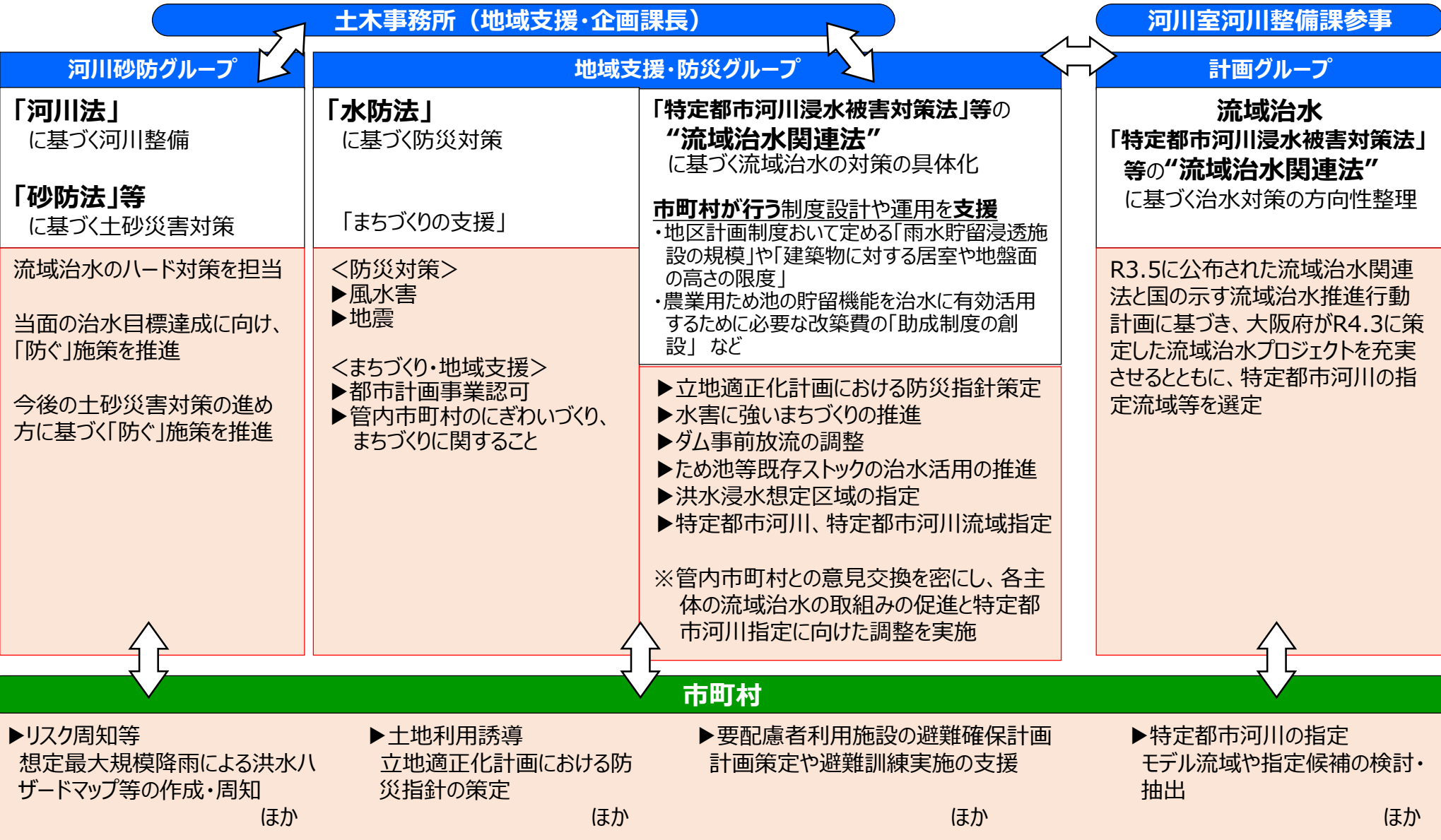
広域タイムラインの運用・振り返りにより充実化と市町村等のタイムライン作成を支援（令和4年度末：市町村34/43、コミュニティ18市町村63地区）
※すべての市町村でタイムラインが策定されるよう支援

市町村タイムライン 令和5年度末に未策定のタイムライン完成
コミュニティタイムライン 令和5年度末に全市町村1地区で策定
市町村との調整 地区選定、地元調整 策定作業

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
流域治水プロジェクトの充実・強化											
①河川整備計画に基づくハード対策の推進											
河川整備計画策定から概ね20～30年での目標達成を目指す											
気候変動を踏まえた治水対策の検討											
治水専門部会、河川整備審議会の審議を経て方針決定											
②洪水浸水想定区域の指定拡大（水防法）											
令和5年度末に31河川を指定											
③特定都市河川の指定検討（特定都市河川浸水被害対策法）											
指定によるメリット・デメリットを整理し、モデル流域を選定											
④リスク周知の継続											
4月から新システムを運用開始											
あらゆる機会をとりえてリスク周知・水防災情報活用を促進											
⑤タイムラインの充実											
市町村タイムライン 令和5年度末に未策定のタイムライン完成											
コミュニティタイムライン 令和5年度末に全市町村1地区で策定											
市町村との調整 地区選定、地元調整 策定作業											

流域治水の推進

- ▶ 河川室が統制をとりつつ、事務所にて管内の流域治水の取組みを統括
- ▶ 管内市町村とリスク情報の共有や流域治水施策の意見交換を行い、具体的な対策実施に向け、河川室、事務所が連携して取り組む



- ▶ 寝屋川流域を除く37市町村に対し、特定都市河川に関するアンケート調査を実施（R5.1）
- ▶ アンケートの結果も踏まえ、堺市など10市町で意見交換を実施（R5.3）

◆ アンケート内容と結果(主なもの)

- 保全調節池の指定 ⇒ 指定を検討したい 3市
- 貯留機能保全区域の指定 ⇒ 指定を希望する土地はない 37市町村
- 浸水被害防止区域の指定 ⇒ 指定を希望する土地はない 37市町村
- 特定都市河川の指定 ⇒ 指定に関心があり意見交換を希望する 8市町
- その他の意見(主なもの)
 - ・洪水による浸水地域は、居住誘導区域から除外すべきだが、居住者がいるため、治水対策が必要
 - ・特定都市河川制度と同様に、民間事業者による雨水流出抑制施設の設置を促進していますが、法的根拠のない行政指導であることや税制優遇などのインセンティブがないことから、設置が進まない
 - ・浸水被害が大きい箇所が存在。敷地問題等で貯留施設の設置ができず、解決策が見いだせない
 - ・特定都市河川の指定に伴う土地利用制限が、まちの成長・発展に大きく影響を及ぼすことから、指定を希望しない

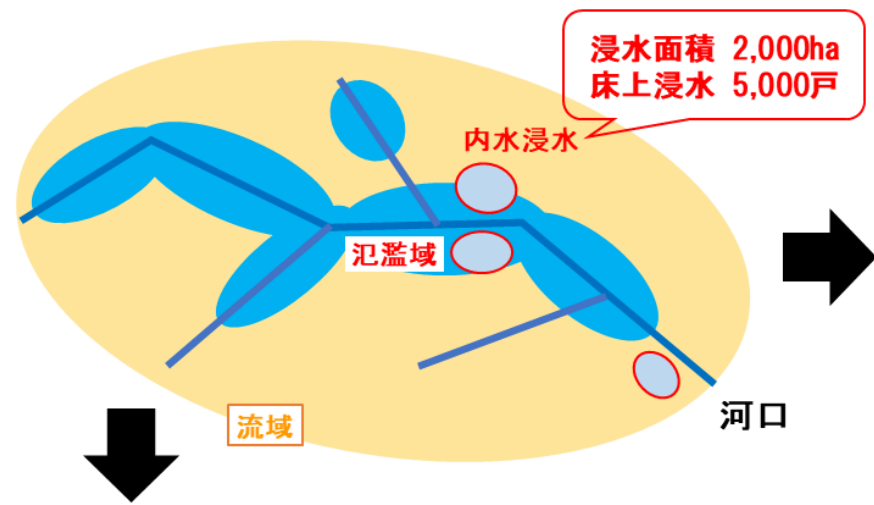
◆ 意見交換結果(主なもの)

- 流出抑制を行いたいだが、中心市街地の雨水の排出先が淀川本川のため、法指定による制度活用のメリットが少ない
- 内水対策に一部課題を抱えている。特定都市河川制度は、市下水としてもメリットが大きい
- 市内で流出抑制を行いたい。特定都市河川の適用可否を考えていた
- 石津川流域の浸水や準用河川の治水対策など課題は多く特定都市河川の適用可否を考えていた
- 河川の背水による水路の溢水が懸念。寝屋川流域のような流出抑制がしたい
- 特定都市河川制度により、地元で不要となった、ため池を治水活用できないか
- 内水に課題がある地区があるが、抜本的な対策ができない。ため池を活用できないか考えている
- 市内全てが市街化区域であり、流出抑制施設を整備する土地がない

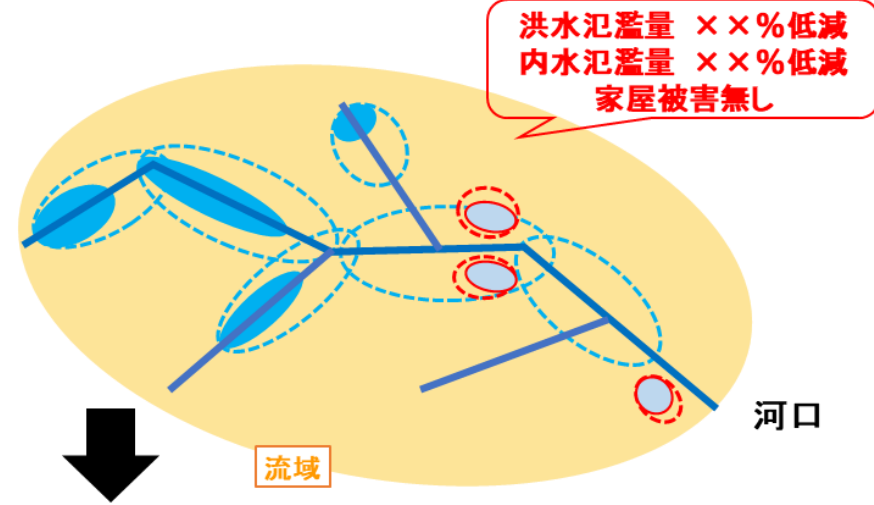
流域治水の推進 ~ (参考) 特定都市河川モデル検討手順 ~

- ▶ 内水及び外水の現況のリスク、施設整備（河川・下水）後のリスクを評価
- ▶ 流域対策による効果を検証し、内水浸水に対する流域対策のメリットを提示
- ▶ 残るリスクについて土地利用規制等を検討

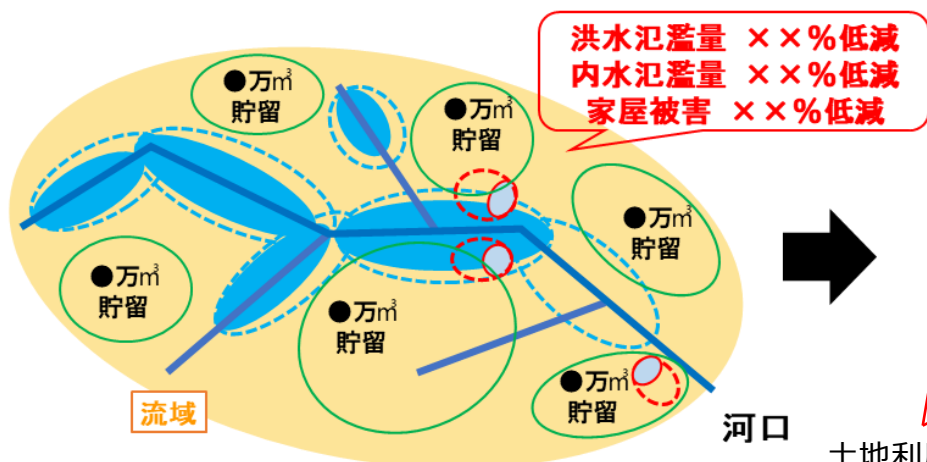
現況 (R4年：河川整備が完了する迄)



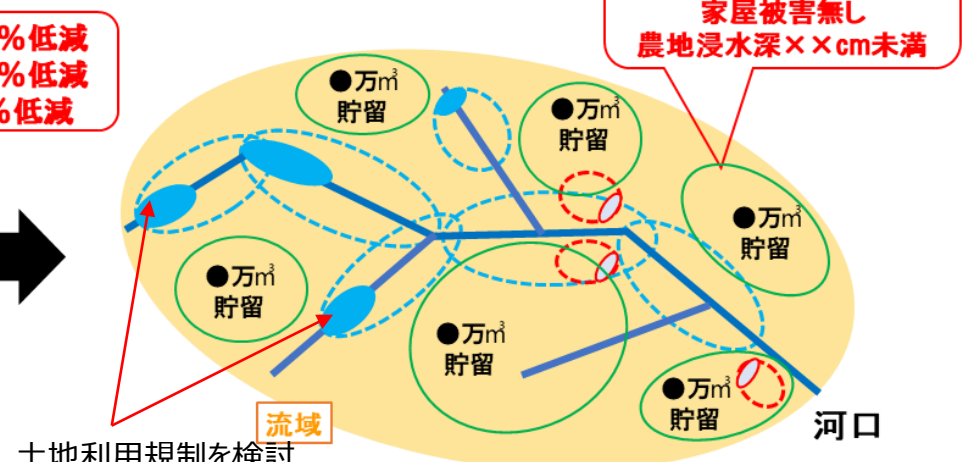
河川整備完了後 (R20年以降)



現況 (R4年：河川整備が完了する迄)
+ 流域対策を実施した場合



河川整備完了後 (R20年以降)
+ 流域対策を実施した場合



土地利用規制を検討

【北河内地域水防災連絡協議会】

【資料4】

目標を達成するために概ね5年間(R4~R8)で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表(案)

具体的な取組の柱		主な取組内容【小分類】	取組状況
事項【大分類】			
具体的な取組【中分類】			
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組			
① 情報伝達、避難計画等に関する事項			
1	洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの運用)	寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川のホットライン連絡体制の確認を継続し、必要に応じ実施要領を改定する。	・年度当初に連絡体制を確認し、実施要領を改定した。
3	土砂災害警戒情報の提供(ホットラインの運用)	ホットライン連絡体制の確認を継続し、必要に応じ実施要領を改定する。	・年度当初に連絡体制を確認し、実施要領を改定した。
4	避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(洪水対応タイムライン)【広域】	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 寝屋川流域広域タイムラインについて、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。	寝屋川流域広域タイムラインについて改定した。
5	避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(洪水対応タイムライン)【市域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 寝屋川市においては、市域単位の多機関連携型タイムラインを検討・作成し協議会で実施内容を共有する。 【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川のタイムラインにおいて、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。	
6	避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(洪水対応タイムライン)【コミュニティ】	【地域(コミュニティ)単位タイムラインの作成】 地域(コミュニティ)単位でのタイムラインについて、モデル地区の選定や自治会での作成支援などを通じ、作成を促進する。 【地域(コミュニティ)単位タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域(コミュニティ)単位タイムラインを活用した避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う仕組みを構築する。	枚方市域において3地区で作成した。
7	避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(土砂災害タイムライン)【市域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 寝屋川市、大東市において、市域単位の多機関連携型タイムラインを検討・作成し・協議会で実施内容を共有する。 【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した土砂災害対応タイムラインを活用した避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う仕組みを構築する。	
8	避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(土砂災害対応タイムライン)【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域等に含まれる地域(コミュニティ)単位でのタイムライン作成。 【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域(コミュニティ)単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	枚方市域において1地区で作成した。
10	ICTを活用した洪水情報の提供	【情報提供の拡大】 ・スマートフォンのGPS機能と連動した河川防災情報サイト作成 ・防災情報の用語や表現内容の見直し(国・気象台)	
12	隣接市における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等	災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う	近隣市に所在する大学と協定を締結。
13	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施(洪水・土砂災害)	【避難確保計画作成の促進】 ・浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある施設を適切に地域防災計画へ位置づけ、計画未作成の施設に対する計画作成の働きかけを行う。 ・施設管理者等が新たに避難確保計画を作成又は変更する場合には、計画と併せてチェックリストの提出を求め、必要な助言・勧告を行う。 【避難訓練実施の徹底】 ・施設管理者等に対し、避難訓練を原則として年一回以上実施させ、訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に、訓練結果を報告させる	・寝屋川市域の未作成の施設を対象に作成会を実施した。

目標を達成するために概ね5年間(R4~R8)で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表(案)

具体的な取組の柱		
事項【大分類】	主な取組内容【小分類】	取組状況
具体的な取組【中分類】		
② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等		
14 想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	公共下水道等の浸水想定区域図の作成を行う	・流域下水道のシミュレーション完了後に策定予定 ・府内市町村を対象に勉強会を開催し、内水浸水想定区域図の作成方法など、技術的支援に取り組んでいる。
15 基礎調査の実施と公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	2 巡目基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行い、その結果の公表を行う。	・新たに、土砂災害警戒区域等の指定手続き実施中
16 水害ハザードマップの作成(更新)、周知、活用	【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】 ・想定最大規模の洪水浸水想定区域を反映したハザードマップを作成・周知する。 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知する。 【土砂災害ハザードマップの作成と周知】 ・土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定された場合、その区域にある市において速やかに土砂災害ハザードマップの作成・周知 ・土砂災害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知	・大東市、四條畷市において、ハザードマップを作成・周知した。 ・大東市、四條畷市において、ハザードマップを作成・周知した。
19 災害リスクの現地表示	まるとまちごとハザードマップの設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示を検討	
20 防災教育の推進	・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みの強化 ・出前講座などによる防災教育の推進	・住民からの要請に応じ、出前講座を適宜実施している。また、小学校で防災教育を実施した(淀川河川事務所及び大阪管区気象台と連携)
21 共助の仕組みの強化、地域防災力の向上のための人材育成	・協議会等の場を活用して、自主防災組織、福祉関係者、水防団等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整 ・防災部局から要配慮者利用施設関係部局へ当協議会等に関する情報共有を実施 ・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置 ・地域包括支援センター・ケアマネージャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及びその状況を共有 ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援	大阪府内市町村防災対策協議会との共催により、府内8ブロックで自主防災組織リーダー研修を例年開催している。
22 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・市におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有 ・災害リスクのある地域を重点的に避難行動要支援者名簿の個別避難確保計画の作成	
26 応急的な退避場所の確保	・安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要があるか検討	
(2) 被害軽減の取組		
① 水防体制の強化に関する事項		
28 水防に関する広報の充実(水防団員確保に係る取組)	・協議会の場等を活用して、水防団員(消防団員)の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する。	消防団活動については、定期的に広報を実施している。
30 水防団間での連携、協力に関する検討	・大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通し、水防団間の連携を図る。	
② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項		
31 市庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	・守口市、枚方市、交野市においては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制の検討を行う。	
32 市庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備)	・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける。 ・枚方市、大東市、門真市において、水害時の庁舎機能確保に向けた対策を実施する。	門真市において非常用発電設備を整備した。

目標を達成するために概ね5年間(R4~R8)で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表(案)

具体的な取組の柱			
事項【大分類】	主な取組内容【小分類】	取組状況	
具体的な取組【中分類】			
(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組			
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組			
33	排水施設、排水資機材の運用方法の改善	府が公表した洪水浸水想定区域図の浸水継続時間を基に排水計画の検討を実施。	
34	浸水被害軽減地区の指定	・市は、浸水被害軽減地区の指定を検討、実施する。	
35	流域全体での取組	<ul style="list-style-type: none"> ・既存ストック(調節池等)を活用した治水対策の推進。 ・ため池の治水活用の推進 	
		・砂防事業、森林整備・保全を推進	枚方市津田地区で治山ダム工1基、及び交野市私市地区で治山ダム工1基を整備。
		・雨水貯留管等整備	枚方市において、楠葉雨水貯留管を整備。
		<ul style="list-style-type: none"> ・雨水ポンプ場の耐震化、長寿命化 ・雨水幹線整備 	枚方市において、ポンプ場の耐震診断を2箇所、実施設計3箇所、耐震化工事を1箇所実施。また、2箇所の長寿命化工事を実施。
追2	土地利用誘導	立地適正化計画における居住誘導区域の見直し及び防災指針の策定を行う。	・枚方市、門真市は、防災指針を策定済み
(4) 防災施設の整備等に関する事項			
防災施設の整備等に関する事項			
36	河川砂防施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	河川砂防等の整備については、「淀川左岸ブロック」流域治水管理図に基づき推進する	・穂谷川において、整備中
39	重要インフラの機能確保	<ul style="list-style-type: none"> 【下水道】 ・下水道管理者(枚方市、寝屋川市、門真市)において、水害時におけるBCPの作成 	令和2年度策定済み
40	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 【水門・樋門等の更新・高度化】 確実な施設の運用体制が必要な施設の抽出と体制を検討 	令和3年度作成済み。
		<ul style="list-style-type: none"> 【樋門等操作規則策定】 下水道管理者等が管理する樋門等の操作規則を策定する 	令和3年度作成済み。樋門の自動閉門化を整備した。
(5) 減災・防災に関する国の支援			
減災・防災に関する国の支援			
42	水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・交付対象事業の周知	行政WGにおいて周知を実施
46	補助制度の活用	・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金(住宅・建築物安全ストック形成事業など)の適用を可能とするため、寝屋川市は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する。	過年度、補助要綱を制定。土砂災害防止月間等に特別警戒区域付近の住宅へリーフレット配付。

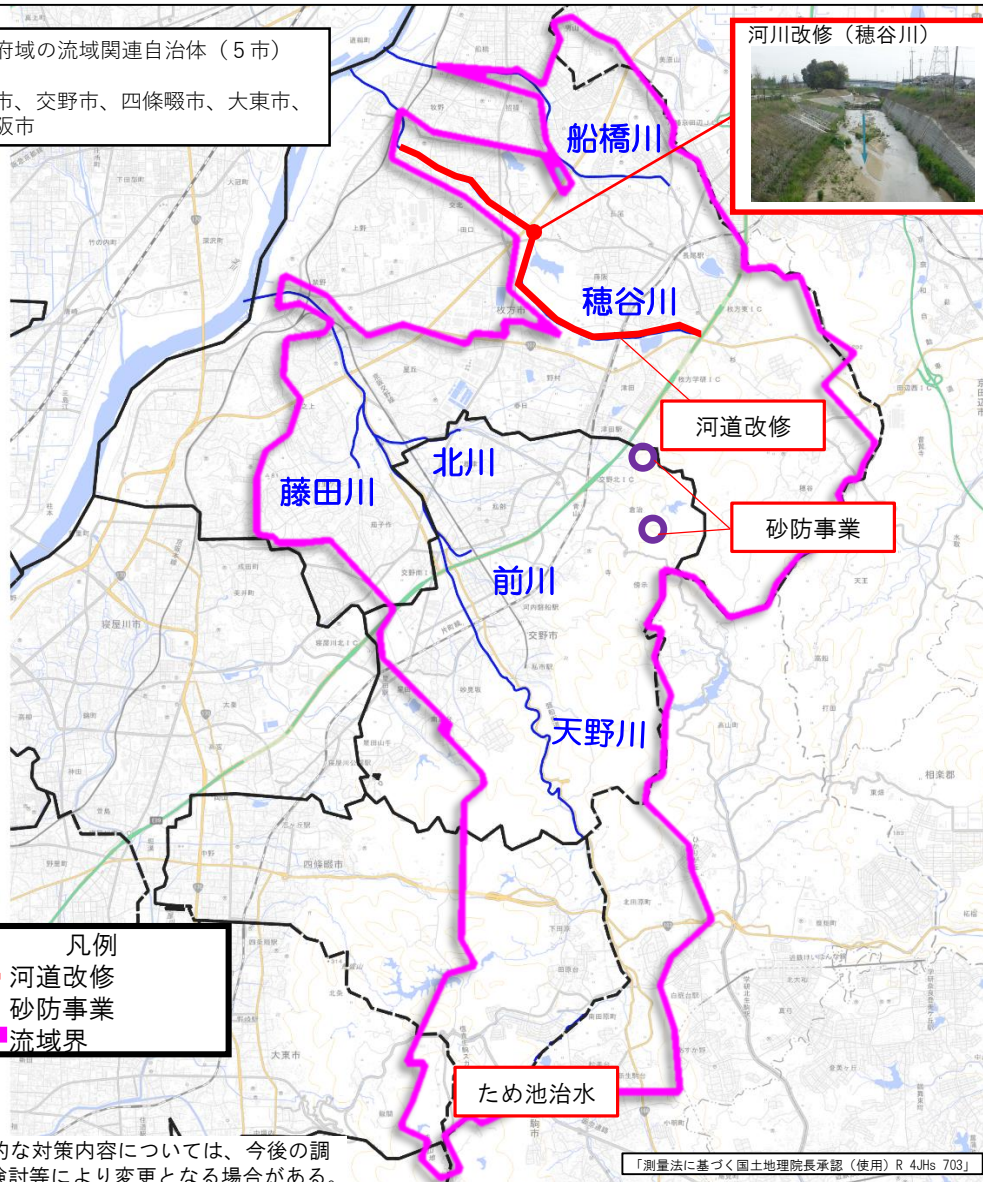
～ソフト・ハード面で連携して取り組む流域治水の推進～

○当面の治水目標に従い、河道拡幅、河床掘削等による洪水対策を実施します。船橋川、天野川、藤田川、北川、前川では当面の治水目標についての整備が完了しており、穂谷川では時間雨量80ミリ程度の降雨による洪水を対象に整備を行うとともに、避難のためのソフト対策に取り組み、流域一体となった治水対策を推進します。

大阪府域の流域関連自治体（5市）

枚方市、交野市、四條畷市、大東市、
東大阪市

河川改修（穂谷川）



● 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河道拡幅、河道掘削、落差工の撤去等【府】
- ・ため池及び農業用施設等の治水活用【府・市・民間】
- ・砂防事業、森林整備・保全【府・市】
- ・河道内堆積土砂の撤去【府】
- ・雨水貯留管等整備【市】
- ・雨水ポンプ場の耐震化、長寿命化・雨水幹線整備【市】

● 被害対象を減少させるための対策

- ・土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度
- ・立地適正化計画に基づき水害リスクの低い地域への居住誘導

● 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ① 情報伝達、避難計画等に関する事項
 - ・洪水浸水想定区域の指定拡大【府】
 - ・想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府・市】
 - ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施【府・市】
 - ・ホットラインの運用（洪水・土砂）【府、市】
 - ・タイムラインの策定・運用（広域・市町村・地域）【府・市・民間】
 - ・水害・土砂災害危険性の周知促進（リスクの現地表示、土砂災害警戒区域等の指定）【府・市】
 - ・洪水予測や水位情報の提供の強化、水位計、河川カメラの整備【府】
 - ・ICTを活用した洪水情報の提供【府、気象台】
 - ・隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等【府・市】
 - ・応急的な退避場所の確保【市】
 - ・市町村や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）【市】
 - ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善【府、市】
 - ・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保【府・市】
- ② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等
 - ・ハザードマップの改良、周知、活用【府、市】
 - ・防災教育の推進【府、市】
 - ・共助の仕組みの強化、地域防災力の向上のための人材育成【府・市】
 - ・住民一人一人の避難計画（マイタイムライン）・情報マップの作成促進【府、市】等

凡例

— 河道改修

○ 砂防事業

— 流域界

ため池治水

淀川水系淀川左岸ブロック 流域治水管理図【位置図】

～ソフト・ハード面で連携して取り組む流域治水の推進～

● 淀川左岸ブロックでは、北河内水防災連絡協議会構成員が一体となって、「流域治水」を推進する。

【短期】 穂谷川では時間雨量80ミリ程度の降雨による洪水を対象に河道改修を実施中。

【中期】 穂谷川河道改修の推進。

【中長期】 穂谷川の洪水対策が完了。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			R4年度～ 短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	穂谷川の河道改修・河道掘削	大阪府	[Red bar]		
	砂防事業	大阪府	[Red bar]		
	森林整備・保全	大阪府・	[Red bar]		
	ため池の治水活用	大阪府・枚方市・交野市・四條畷市・大東市	[Red dotted bar]		
	雨水貯留管等整備	枚方市	[Red bar]		
	雨水ポンプ場の耐震化、長寿命化、雨水幹線整備	枚方市	[Red bar]		
	河道内の堆積土砂撤去	大阪府	[Red dotted bar]	定期点検による継続監視及び状況により適宜実施	[Red dotted bar]
被害対象を減少させるための対策	土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度	大阪府・枚方市・交野市・四條畷市・大東市	[Yellow bar]		
	水害リスクの低い地域への居住誘導（立地適正化計画の策定等）	大阪府・枚方市・交野市・四條畷市・大東市	[Yellow bar]		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	①情報伝達、避難計画等に関する事項 ・洪水浸水想定区域の指定拡大 ・雨水出水浸水想定区域の指定 ・市町村、地域タイムラインの策定 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成 ・防災気象情報の改善 等	大阪府・枚方市・交野市・四條畷市・大東市	[Green bar]		
	②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・ハザードマップの改良・周知・活用 ・マイタイムラインの策定 等	大阪府・枚方市・交野市・四條畷市・大東市	[Green bar]		

洪水浸水想定区域指定
拡大完了(R5年度)

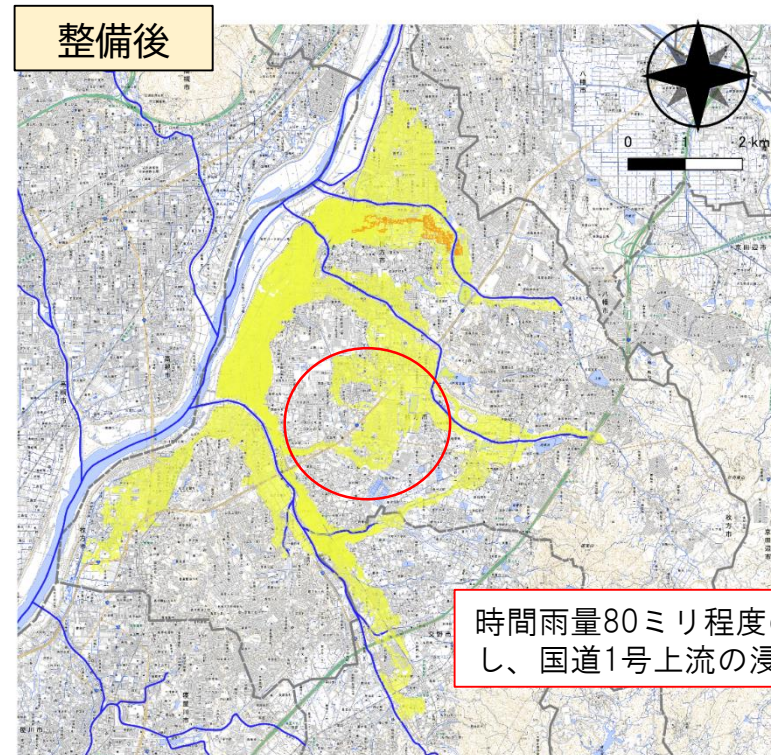
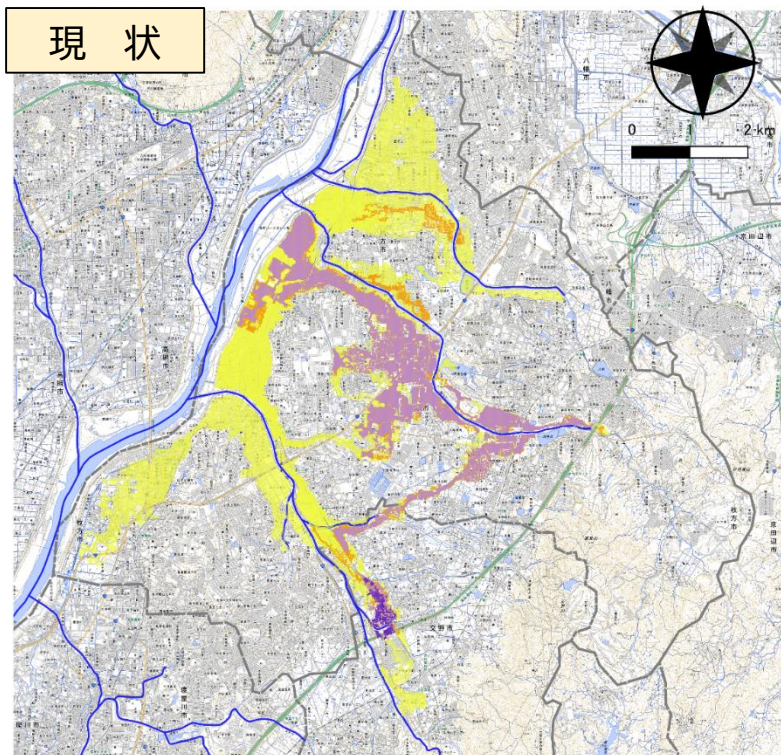
雨水出水浸水想定区域図
作成・公表(R7年度)

淀川水系淀川左岸ブロック 流域治水管理図【事業効果の見える化】

～ソフト・ハード面で連携して取り組む流域治水の推進～

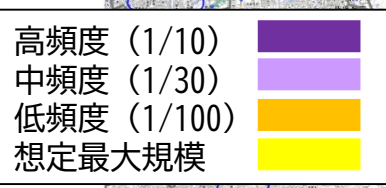
河川整備等による効果

河道拡幅や河道掘削等、整備の推進により、
穂谷川：時間雨量80ミリ程度（1/100）の降雨に対し、国道1号上流の浸水が解消



時間雨量80ミリ程度の降雨に対し、国道1号上流の浸水が解消

※この図は、1/10、1/30、1/100の確率年及び想定最大規模の降雨により想定される、府管理河川の外水氾濫の浸水範囲である。
※「現状」の図は、氾濫シミュレーション時点（H31）の施設整備状況において想定される浸水範囲を示したものである。
※「整備後」の図は、河川整備計画の整備メニュー実施後において想定される浸水範囲を示したものである。なお想定最大規模については、施設整備の効果を考慮していない。



淀川水系淀川左岸ブロック 流域治水管理図【流域治水の具体的な取組】

～ソフト・ハード面で連携して取り組む流域治水の推進～

当面の治水目標に対応した河川の整備



整備率:90%

(令和4年度末時点)

農地・農業用施設の活用



0市

(令和4年度末時点)

流出抑制対策の実施



既存防災調節池等
0施設

(令和4年度末時点)

山地の保水機能向上
および
土砂流木災害対策



治山対策 2箇所
土石流対策2施設

(令和4年度実施)

立地適正化計画における防災指針の作成



2市

(令和4年度末時点)

避難のための
ハザード情報の整備



洪水浸水
想定区域 6河川

雨水出水
浸水想定区域 0団体

(令和4年度末時点)

高齢者等避難の
実効性の確保



避難確保
計画 洪水 1357施設
土砂 57施設

避難訓練 587施設

(令和4年9月末時点)

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

穂谷川河川改修

穂谷川では時間雨量80ミリ程度の降雨による洪水を対象に整備を実施している。

【改修前】



【河道拡幅】

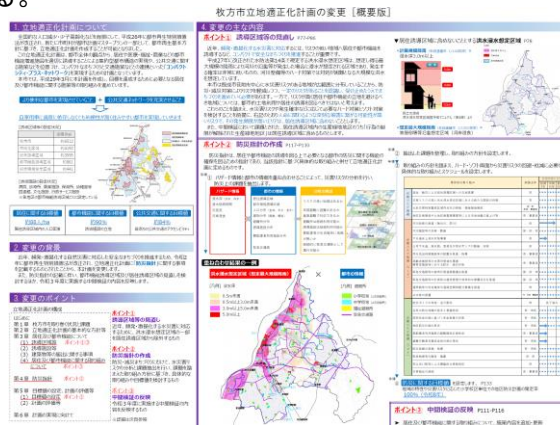
今後、河床掘削により、整備断面に改修する予定。



被害対象を減少させるための対策

立地適正化計画策定の取組

- ・枚方市では、令和4年3月に立地適正化計画を変更し、災害リスクの高い、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び想定最大規模降雨で浸水深が3m以上となる区域を居住誘導区域から除外している。また、防災指針を作成し、防災まちづくりの取組方針を定めている。
- ・寝屋川市、大東市では、立地適正化計画を公表し土砂災害警戒区域等を居住誘導区域から除外している。



被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

〇コミュニティタイムラインの取組

枚方市では、令和4年度に2地区を対象にコミュニティタイムラインを作成し、災害時に府民一人ひとりの避難行動につながるよう取り組んでいる。



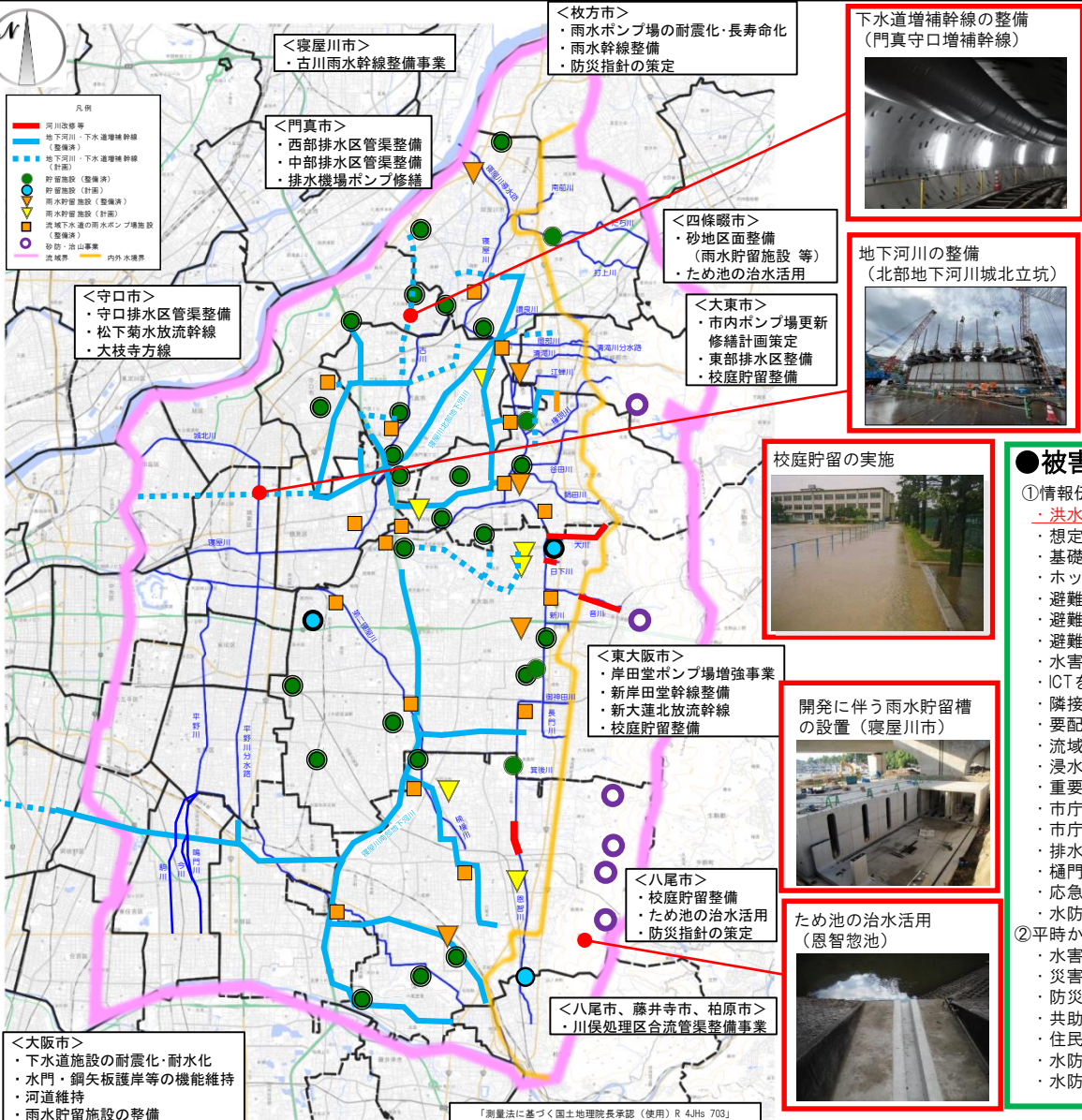
地区住民を対象としたワークショップ

〇要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
(寝屋川市作成会の様子)



～特定都市河川浸水被害対策法に基づく、流域治水の推進～

○特定都市河川流域に指定している寝屋川流域では、河川管理者、下水道管理者や流域市等のあらゆる関係者が連携した総合治水対策として、河川改修、地下河川、下水道増補幹線、遊水地、流域調節池等の整備や流域貯留浸透事業等の流域対策を進めています。



●氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 河川改修、地下河川、下水道増補幹線、遊水地、流域調節池等【府】
- 河川改修、水門・鋼矢板護岸等の機能維持(長寿命化対策)【市】
- 流域下水道の雨水ポンプ場施設等の排水施設の整備【府・市】
- 流域下水道ポンプ場・水みらいセンターにおける雨水ポンプ増強、市町村における浸水対策事業)
 - 道路拡幅事業などの他事業との連携や校庭貯留による流域対応の推進【市】
- ため池及び農業用施設等の治水活用【市・民間】
- 雨水浸透阻害行為に対する指導【府・市】
- 雨水貯留浸透施設の整備【民間】
- 砂防事業(堰堤等)、治山事業の実施【府】
- 整備基準を超える規模の降雨に対するポンプ運転調整【府・市】

●被害対象を減少させるための対策

- 土砂災害特別警戒区域内における既存住宅に対する補助制度
- 水害リスクの低い地域への居住誘導(立地適正化計画の策定等)等
- 貯留機能保全区域、浸水被害防止区域等の指定【府・市】

⇒流域水害対策計画の変更



●被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

①情報伝達、避難計画等に関する事項

- 洪水浸水想定区域の指定拡大【府】
- 想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府・市】
- 基礎調査の実施と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定・公表【府】
- ホットラインの運用(洪水・土砂)【府・市】
- 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(広域タイムライン)(洪水)【府・市・民間】
- 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(市域タイムライン)(洪水・土砂)【市】
- 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(コミュニティタイムライン)(洪水・土砂)【市】
- 水害危険性の周知促進【府・市】
- ICTを活用した洪水情報・土砂災害情報の提供【府・気象台】
- 隣接市における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等【府・市】
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施(洪水・土砂・内水・高潮)【府・市】
- 流域内の企業に対する業務継続計画(BCP)策定普及【府・市】
- 浸水被害軽減地区の指定【府・市】
- 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認【府・市】
- 市庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実【府・市】
- 市庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備)【市】
- 排水施設、排水資機材の運用方法の改善【府・市】
- 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保【府・市】
- 応急的な退避場所の確保【市】
- 水防団間での連携、協力に関する検討【府・市】

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等

- 水害ハザードマップの改良、周知、活用(洪水・土砂・内水)【府・市】
- 災害リスクの現地表示【府・市】
- 防災教育の推進【府・市】
- 共助の仕組みの強化、地域防災力の向上のための人材育成【府・市】
- 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進【府・市】
- 水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)【府・市、水防事務組合】
- 水防訓練の充実【府・市】

淀川水系 寝屋川ブロック 流域治水管理図【ロードマップ】

(参考資料)

～特定都市河川浸水被害対策法に基づく、流域治水の推進～

● 寝屋川ブロックでは、流域水害対策計画に基づき、府・市が一体となった「流域治水」を推進する。

【短期】 河川改修等の推進に加え、浸水想定区域等の指定を行う

【中期】 河川改修、地下河川、下水道増補幹線、流域調節池および雨水貯留施設整備の推進。

【中長期】 時間雨量50ミリ程度の降雨に対して浸水を防ぎ、かつ時間雨量65ミリに対して家屋床上浸水を発生させない対策を完了。

区分	対策内容	実施主体	工程			
			短期	中期	中長期	
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河川改修、地下河川・下水道増補幹線の整備、遊水池・流域調節池の整備	大阪府		法善寺多目的遊水池(Aゾーン)の概成		
	河川改修、水門・鋼矢板護岸等の機能維持	大阪市				
	流域下水道の雨水ポンプ場施設等の排水施設の整備	大阪府・寝屋川市等				
	校庭貯留などの雨水貯留施設	流域市				
	ため池及び農業用施設等の治水活用	流域市・民間				
	雨水貯留浸透施設の整備	民間				
	砂防事業・治山事業の実施	大阪府				
被害対象を減少させるための対策	土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度	大阪府・流域市				
	水害リスクの低い地域への居住誘導(立地適正化計画の策定等)	流域市		流域水害対策計画の変更(R8年度までに)		
	貯留機能保全区域、浸水被害防止区域等の指定(流域水害対策計画の変更)	大阪府・流域市				
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	①情報伝達、避難計画等に関する事項 ・洪水浸水想定区域の指定拡大 ・雨水出水浸水想定区域の指定 ・広域、市町村、地域タイムラインの策定・運用 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成 ・防災気象情報の改善 等	大阪府・流域市・民間・気象台		洪水浸水想定区域指定拡大完了(R6年度)		区域の指定(R9年度)
	②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・ハザードマップの改良・周知・活用 ・マイタイムラインの策定 等	大阪府・流域市		大阪市タイムラインの策定(R4)		雨水出水浸水想定区域図作成・公表(R7年度)

※ 短期：5年、中期：10年、中長期：20～30年

淀川水系寝屋川ブロック 流域治水管理図【流域治水の具体的な取組】

(参考資料)

～特定都市河川浸水被害対策法に基づく、流域治水の推進～

当面の治水目標に対応した河川の整備



約91%

※整備計画目標流量ベース

(令和4年度末時点)

農地・農業用施設の活用



2市

(令和4年度末時点)

流出抑制対策の実施



流域対応量400万㎡に対する進捗率

約34.5%

(令和4年度末時点)

山地の保水機能向上
および
土砂流木災害対策



治山対策 5箇所
土石流対策 9施設

(令和4年度実施)

立地適正化計画における防災指針の作成



3市

(令和4年度末時点)

避難のための
ハザード情報の整備



洪水浸水
想定区域 27河川

雨水出水
浸水想定区域 0団体

(令和4年度末時点)

高齢者等避難の
実効性の確保



避難確保
計画 洪水 8173施設
土砂 188施設
高潮 3394施設

避難訓練 2070施設
※洪水・土砂・高潮の重複を含む

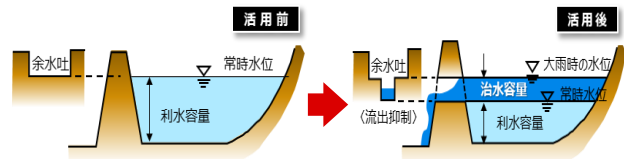
(令和4年9月末時点)

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

ため池の治水活用（恩智惣池）



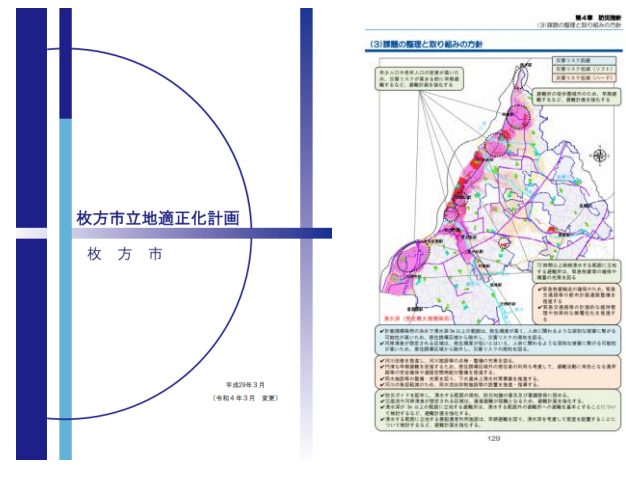
平成30年7月豪雨時に、恩智惣池下流部の大西川から溢水し、周辺の道路冠水が発生したことを受け、寝屋川流域総合治水対策の一環として、恩智惣池の治水活用^①検討を行った。水利組合協力のもと、余水吐きに50cm四方の切り欠きを設け、常時水位を低下させることで2,100㎡の貯留効果を発揮し、下流部の被害軽減に寄与している。



被害対象を減少させるための対策

枚方市の立地適正化計画策定の取組

枚方市では、令和4年3月に立地適正化計画を変更し、土砂災害特別警戒区域や洪水浸水想定区域の一部を居住誘導区域から除外するほか、災害リスクの高い地域を居住誘導区域に設定する場合は、防災指針を作成し、防災まちづくりの取組方針を定めている。



被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

寝屋川流域大規模水害タイムラインの取組

寝屋川流域では、大阪府や流域市に加え、大阪管区气象台、警察、報道機関、鉄道、ライフライン事業者などの関係者とともに「寝屋川流域大規模水害タイムライン」を策定した。タイムラインの運用に加え、情報伝達訓練やタイムラインのふりかえりを実施している。



寝屋川流域大規模水害タイムライン



タイムラインふりかえりWG

おおさかタイムライン防災プロジェクト



タイムラインとは

大規模な災害から住民の命を守り、被害を最小化することを目的に防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して防災行動とその実施主体を時系列に整理したもの。

プロジェクトの概要

大阪府では、タイムラインを以下の3つに分類し、先行取り組み（リーディングプロジェクト）を実施。これらの先行事例をモデルとして、洪水や土砂災害、高潮災害など様々なハザードを対象に、国や市町村と連携し大阪府全域にタイムラインの作成と活用を拡げていく、「おおさかタイムライン防災プロジェクト」を進めている。

広域タイムライン 5/5地域 <寝屋川流域、神崎川・安威川流域、南河内地域、大津川流域、大阪湾（泉州）高潮>
比較的大きな流域を対象として、行政機関に加え、ライフライン事業者、鉄道事業者など多くの防災機関の防災行動を記載したもの。国や府が主体となって関係する防災機関とともに作成。

市町村タイムライン 34/43市町村
一つの市町村を対象として、市町村の各部署の防災行動を記載したもの。市町村の各部署が参画し、作成。

コミュニティ（地域）タイムライン 18市町村、63地区
自治会などの小さな区域を対象として、住民や自主防災組織などが行う防災行動を記載したもの。市町村と地域住民がリスクコミュニケーションを図りながら作成。

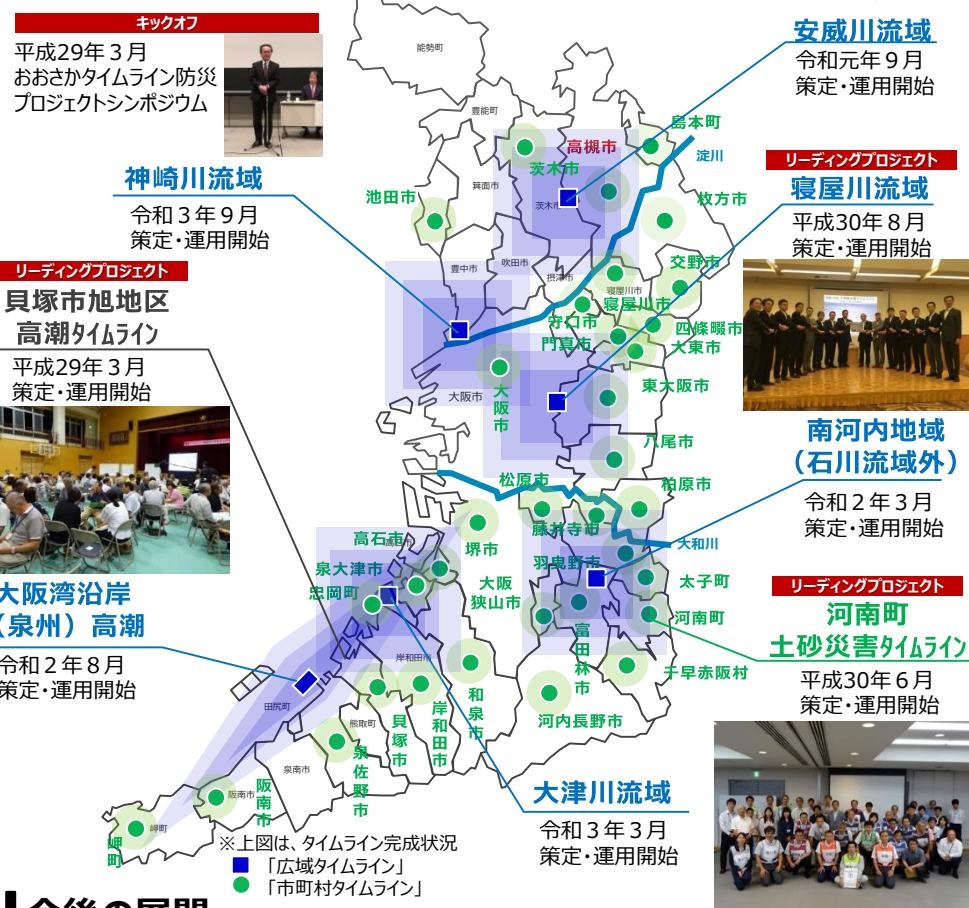
課題と対応

タイムライン分類	課題	対応
広域	<ul style="list-style-type: none"> ●タイムラインを活用した訓練の実施 ●タイムラインの改善 	<ul style="list-style-type: none"> ●全てのタイムラインで訓練を実施 ●実際の水害対応を踏まえ、改善を実施
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●全市町村でのタイムライン作成 ●タイムラインの活用、改善 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村への作成の働きかけ、支援 ●実際の水害時の活用、ふりかえり、改善を実施
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ●地区数が多く作成が十分に進んでいない ●ノウハウが十分でない場合がある ●優先的に作成の対象とするリスク（土砂・洪水）の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ●事例集の活用等により横展開 ●講師、ファシリテーターの派遣支援 ●地区単位ハザードマップ作成済地域での作成促進

これまでの取り組み

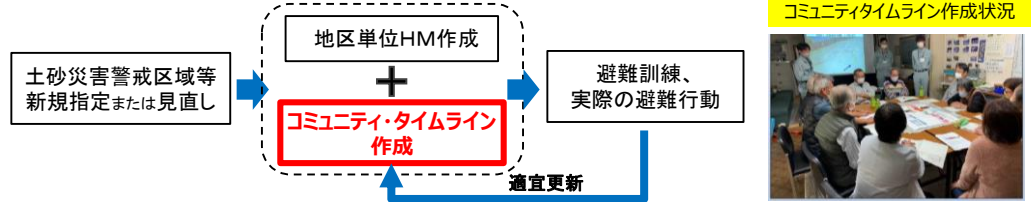
令和5年4月 河川整備課計画グループ

【資料6】



今後の展開

広域タイムラインについては、訓練未実施の2流域における訓練の実施、市町村タイムラインについては、未作成の9市町での完成、コミュニティタイムラインについては、未作成の市町における作成を目標とし、府は引き続き必要な支援を実施する。
特にコミュニティタイムラインについて、**土砂災害は洪水と比較し、リスクの範囲が限定され、地域単位で避難計画を作成することが有効であるため、土砂災害警戒区域等の新規指定又は見直しを行った箇所**や、これまで**地区単位ハザードマップ作成済の地域**に対し、重点的にコミュニティタイムライン作成の取組を拡げていく。



コミュニティタイムライン作成状況



令和5年度 おおさかタイムライン防災プロジェクトの取組について

◆広域タイムライン

- 令和3年度に府内全ての広域タイムラインの策定が完了し、タイムラインの運用を実施（寝屋川流域、神崎川・安威川流域、南河内地域、大津川流域、泉州高潮）
- ☞ 出水期、台風期に備えて訓練の実施をお願いします。
- ☞ 引き続き、訓練や運用のふりかえりを行い、適宜タイムラインの見直しをお願いします。

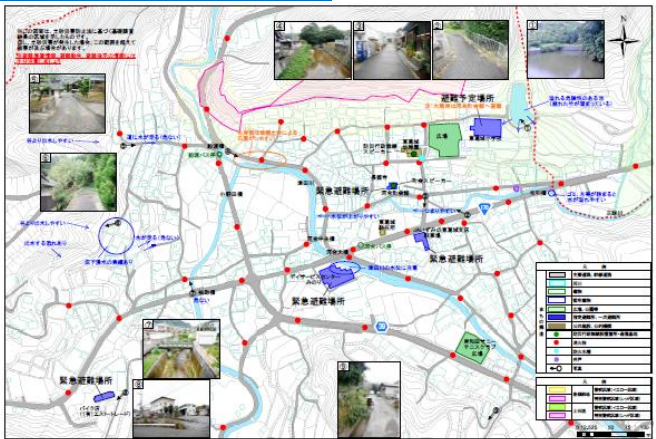
◆市町村タイムライン

- 策定状況：34/43市町村 未策定9市町
- ☞ 令和5年度中に、未策定のタイムラインの完成をお願いします。
- ☞ 引き続き、訓練や運用のふりかえりを行い、適宜タイムラインの見直しをお願いします。

◆コミュニティタイムライン

- 策定状況：令和4年度末までに18市町村、63地区で作成済み
- ☞ 地区単位ハザードマップ（土砂災害）作成済みの箇所や、土砂災害警戒区域等の新規指定、範囲の見直しを行った箇所、訓練を実施している箇所等を重点に、作成の取組をお願いします。
- ☞ 土砂災害警戒区域等の指定箇所がない市町では、洪水リスクに対するタイムラインの作成をお願いします。
- ☞ 令和5年度中に、全市町村において少なくとも1地区で策定できるように、新たな作成地区の選定をお願いします。

地区単位ハザードマップ



コミュニティタイムライン

気象の状況	気象情報	避難情報	自治会・住民の行動
台風が近づく2〜3日前 テレビやラジオのニュースで台風情報が出始める。	台風に関する情報		<ul style="list-style-type: none"> テレビ、ラジオ、インターネットで台風情報入手する 非常持出袋などをチェックする 避難場所をあらかじめ確認しておく（ハザードマップを確認） 高齢者などに注意を促す
大雨の半日〜数時間前 現在は雨が降っていないが、雨が降り始める。強さを確認していく。	【警戒レベル2】 大雨・洪水・強風 注意報発表		<ul style="list-style-type: none"> テレビ・ラジオから気象情報入手する すぐに避難できるよう、身の回りを整理し準備する 高下物や積戸などをしめる 緊急連絡網などで、自治会（自主防災組織）から連絡
大雨の数時間〜2時間程度前 雨・風が一層強くなる。	【警戒レベル3】 大雨・洪水・暴風 警報発表	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間がかかる人は避難を開始する すぐに避難できるよう、身の回りを整理し準備する 心配な場合は避難をする
	【警戒レベル4】 土砂災害警戒情報	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに避難をする 避難所から家族などに連絡をとる
広い範囲で数十年に一度大雨が降る	【警戒レベル5】 大雨特別警報	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 避難を完了する 避難所から家族などに連絡をとる 自治会（自主防災組織）の連絡網を活用し、避難し遅れている人がいないか確認する 相互に避難所での生活を支援する

●R5年度スケジュール

- 5〜6月：市町村との作成方法の確認、実施調整
- 6〜8月：対象地区の選定、地元との実施調整
- 9月〜：作成着手

1 背景・経過

平成21年7月 山口豪雨災害

- 土石流により特別養護老人ホームの入所者7名が犠牲

平成28年8月 相次ぐ台風による豪雨災害

- 北海道、東北地方で中小河川氾濫の多発、岩手県小本川において、グループホームで逃げ遅れにより9名が犠牲

平成29年6月 水防法等の一部を改正する法律

- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成が義務付け

令和2年7月 豪雨災害

- 熊本県南部を襲った豪雨により球磨川が氾濫し、特別養護老人ホームの入所者14名が犠牲



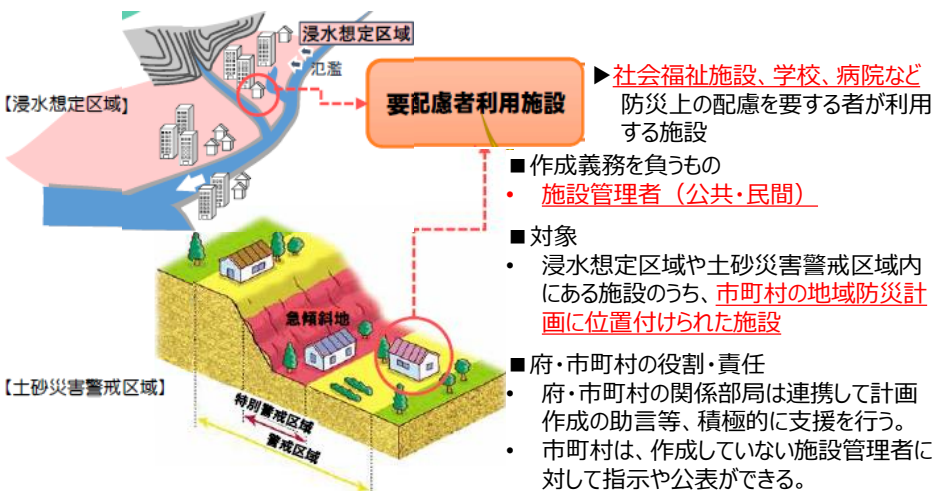
2 法令の概要

- 「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正

⇒浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等による、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化

- 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」の施行により、『水防法』及び『土砂災害防止法』が令和3年7月15日に改正

⇒要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための避難訓練の報告義務化
⇒避難確保計画及び避難訓練の報告に対し、市町村長による助言・勧告が可能に



- 作成義務を負うもの
 - 施設管理者（公共・民間）
- 対象
 - 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある施設のうち、**市町村の地域防災計画に位置付けられた施設**
- 府・市町村の役割・責任
 - 府・市町村の関係部局は連携して計画作成の助言等、積極的に支援を行う。
 - 市町村は、作成していない施設管理者に対して指示や公表ができる。

3 進捗状況

■大阪府内の計画作成、訓練実施状況（令和4年9月末時点）

	水防法（洪水）		水防法（高潮）		土砂法		合計	
	計画	訓練	計画	訓練	計画	訓練	計画	訓練
対象施設数	10,582		3,998		362		14,942	
作成・実施済み	10,115	2,588	3,768	289	347	100	14,230	2,977
作成・実施率	96%	24%	94%	7%	96%	28%	95%	20%

【参考】計画作成率の全国平均（令和4年9月末時点）：水防法（洪水）：85%、土砂法：85%
※対象施設数は、令和4年9月末時点で市町村地域防災計画に定められた施設数

4 作成促進に向けた取り組み（これまで）

■市町村が開催する講習会における技術的支援



■解説動画の紹介



※コロナ禍での作成支援ツール

5 今後の展開

■避難確保計画作成の推進

- 計画未作成の施設や新たに対象となる施設に対して**計画作成を促進**
※講習会開催、電話での依頼、個別訪問、依頼文書の発出などの取組を継続

■地域防災計画への適切な施設の位置づけ

- 地域防災計画への位置付けができていない**市町村においては速やかな位置付けを依頼**

■避難訓練の実施促進による取組の強化

- 訓練実施、訓練結果報告について、**施設への依頼文書発出を市町村へ依頼**
- モデルとなる施設での避難訓練実施支援、訓練事例を協議会等で紹介

これらの取組を大阪府も支援

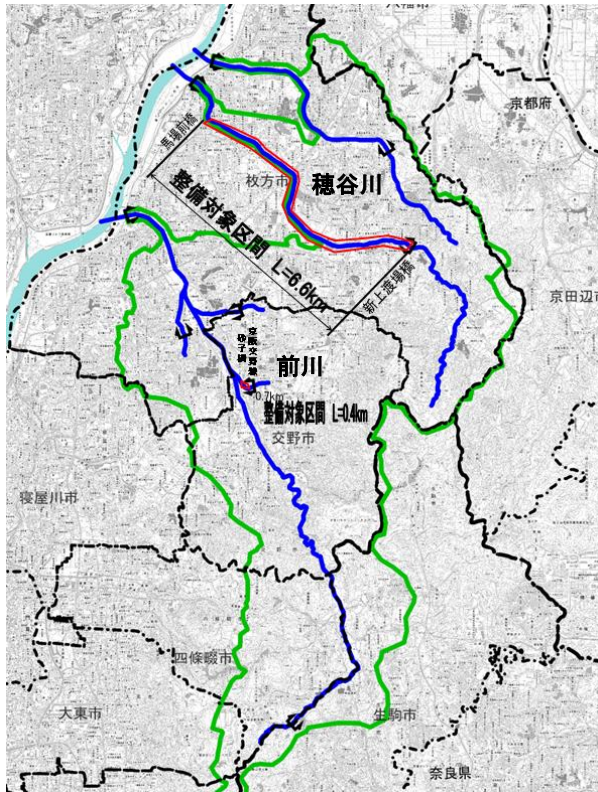
令和5年度 事業予定箇所

河川管理施設の整備等（計画）

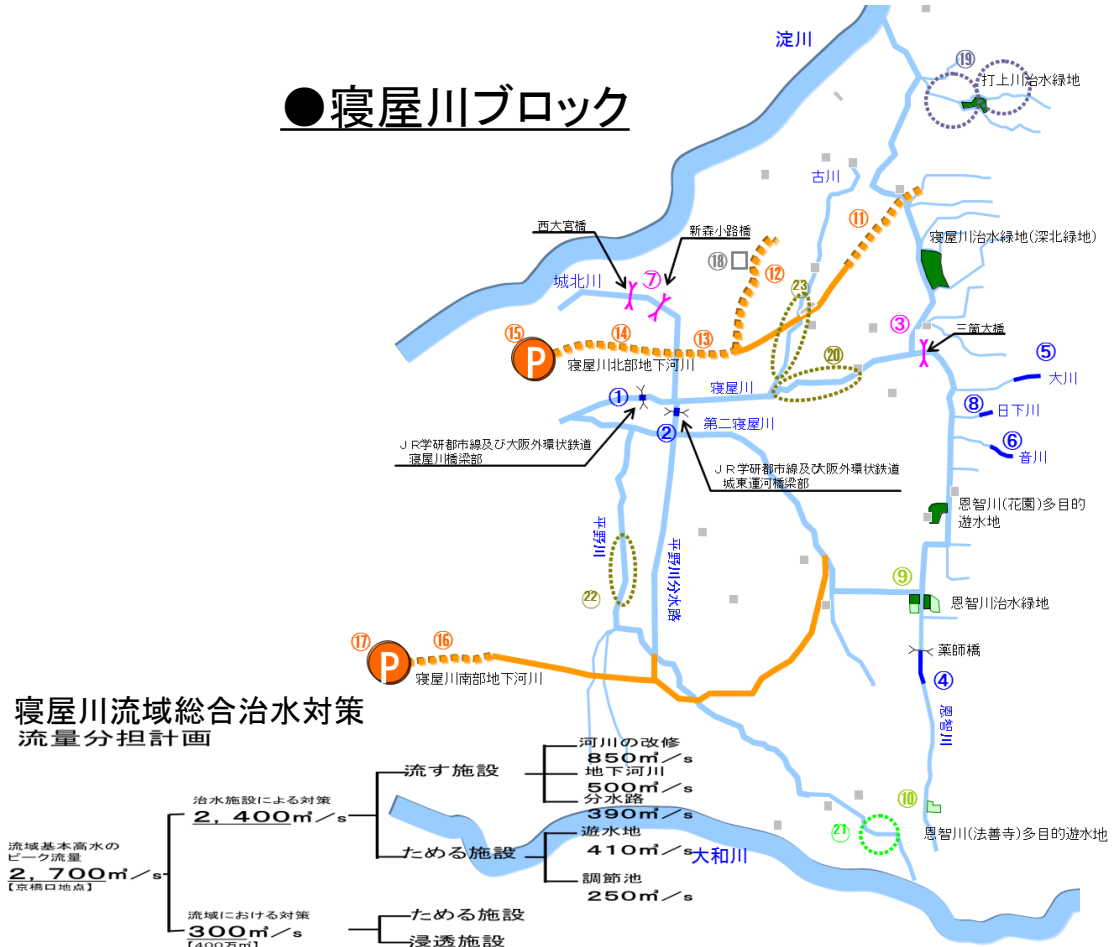
北河内地域の河川施設の整備については、「淀川左岸ブロック河川整備計画」、「寝屋川ブロック河川整備計画」において、今後20～30年程度で目指すべき当面の目標を設定している。

- 淀川左岸ブロック：穂谷川において時間雨量80mm程度の降雨による洪水浸水を防ぐことを目標に整備を進める。
- 寝屋川流域：時間雨量50mm程度の降雨による床下浸水の発生を防ぎ、かつ、時間雨量65mm程度の降雨による床上浸水の発生を防ぐこと目標に整備を進める。

●淀川左岸ブロック



●寝屋川ブロック



河川管理施設等の整備

■ 枚方土木事務所

【河川事業】

- 一級河川 穂谷川 改修工事（馬場前橋上流） 80mm対策（事業中）
- 一級河川 穂谷川 改修工事（国道1号上流） 80mm対策（事業中）
- 一級河川 穂谷川 改修工事（出屋敷橋上流） 80mm対策（R4.3月完成）
- 一級河川 前川 改修工事（砂子橋上流） 65mm対策（R3.11月完成）

【砂防事業】

- 淀川水系 北川支川 砂防堰堤工事（付替道路設置および本堤工）

■ 寝屋川水系改修工営所

【河川事業】

- なし（枚方土木事務所管内） ※令和2年度に守口調節池完成

■ 東部流域下水道事務所

【下水道事業】

- 寝屋川流域下水道 増補幹線 築造工事
 - ・門真守口増補幹線（第1工区）下水管渠築造工事
 - ・門真守口増補幹線（第2工区）下水管渠築造工事
 - ・四條畷増補幹線 立坑築造工事
 - ・門真寝屋川（二）増補幹線等 立坑築造工事
- 寝屋川流域下水道 雨水ポンプ設備更新工事（雨水ポンプ予備化）
（鴻池水みらいセンター、深野北、氷野、桑才、茨田、萱島【1処理場、5ポンプ場】）

河川管理施設等の整備（枚方土木事務所）

一級河川穂谷川 河川改修事業
（国道一号上流・護岸工事）
【枚方土木事務所】



穂谷川改修工事（80mm対策）施工中

一級河川前川河川改修事業
（砂子橋上流・護岸工事）
【枚方土木事務所】



前川改修工事（65mm対策）完成

河川管理施設等の整備（寝屋川水系改修工営所、東部流域下水道事務所）

河川管理施設の整備等（令和5年度の整備内容）

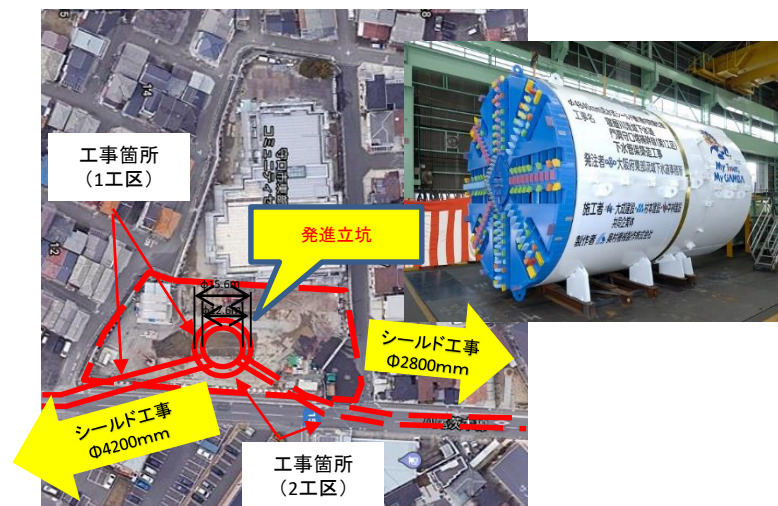
河川事業
【寝屋川水系改修工営所】

- 令和2年度に守口調整池完成。
- 令和4年度は、枚方土木事務所管内は、対象河川事業なし

寝屋川北部流域下水道

- 増補幹線築造工事
門真守口増補幹線（第1工区）下水管渠築造工事 他
- 雨水ポンプ設備更新工事（雨水ポンプ予備化）
1 処理場、5 ポンプ場

【東部流域下水道事務所】



門真守口増補幹線（第1・2工区）下水管渠築造工事
（シールド工事の発進立坑）

今後・5年間の取組

河川整備計画や中期計画等に基づき、順次、河川整備を推進。

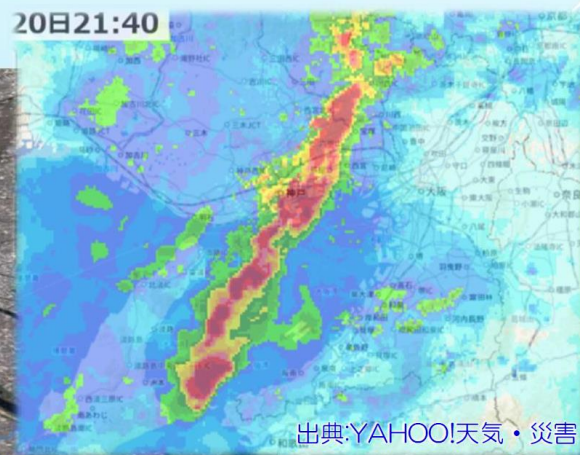
また、土砂災害発生の危険度及び災害発生時の影響度から対策箇所の重点化を図り整備を進める。

寝屋川北部地下河川などの貯留により浸水被害を防ぐ (令和2年5月20日～21日降雨)

(内水) 北部地下河川 26万t (満水!) 南部地下河川 32万t
流域調節池 24施設 25万t、(外水) 治水緑地、遊水地 45万t
合計=約128万tを貯水!

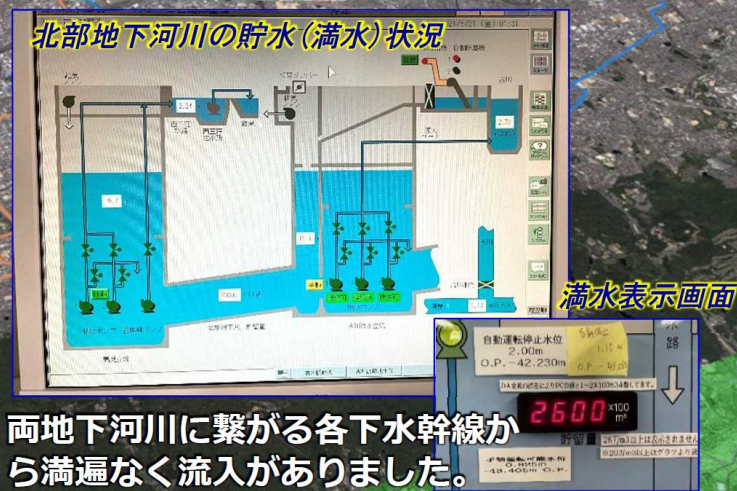
北部地下河川については、今年3月に守口調節池(約1,600ha)の供用を開始し、貯水能力を26万t(+6万t)にUPしたところですが5月20日から21日にかけて、活発な梅雨前線の通過により寝屋川流域の各観測地点では軒並み約30~40mm/hの降雨。総雨量は多い地点で180mm近くを記録する降雨が発生!

5月としては異例の降雨により北部地下河川は満水となり南部地下河川及び各調節池でも大量の雨水を貯留。その目的である寝屋川流域の浸水被害を防ぐ役割を果たしました。



これにより **※浸水面積 約548ha、被害推定額587億円の経済損失**
及び浸水被害を防ぐことが出来ました!

※寝屋川流域 治水施設整備効果、簡易シミュレーションによる簡易的に算出した概算値。



両地下河川に繋がる各下水幹線から満遍なく流入がありました。

河川施設等の維持管理

大阪府では、河川や砂防施設の定期点検や必要に応じて緊急点検を実施し、施設の状態を把握し、堆積土砂撤去など適切な維持管理に努めている。また、地域の皆さんに身近な河川や砂防施設の状況を知って頂くため、「河川砂防施設の点検結果」や「河川特性マップ」をHPで公表している。

【河川堆積土砂除去など】



事例：谷田川（JR学研都市線下流）

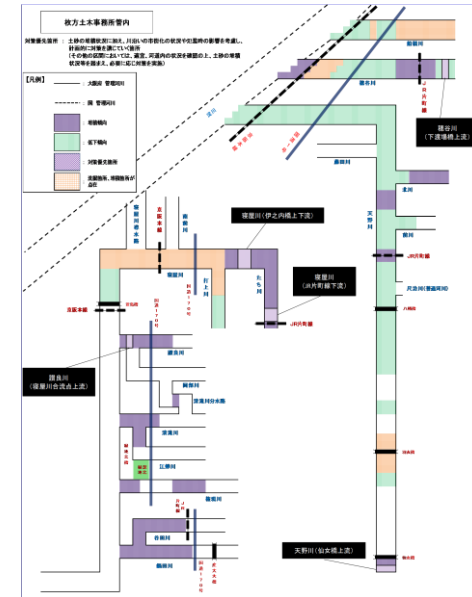


傍示川（砂溜工）

【河川砂防施設点検結果】

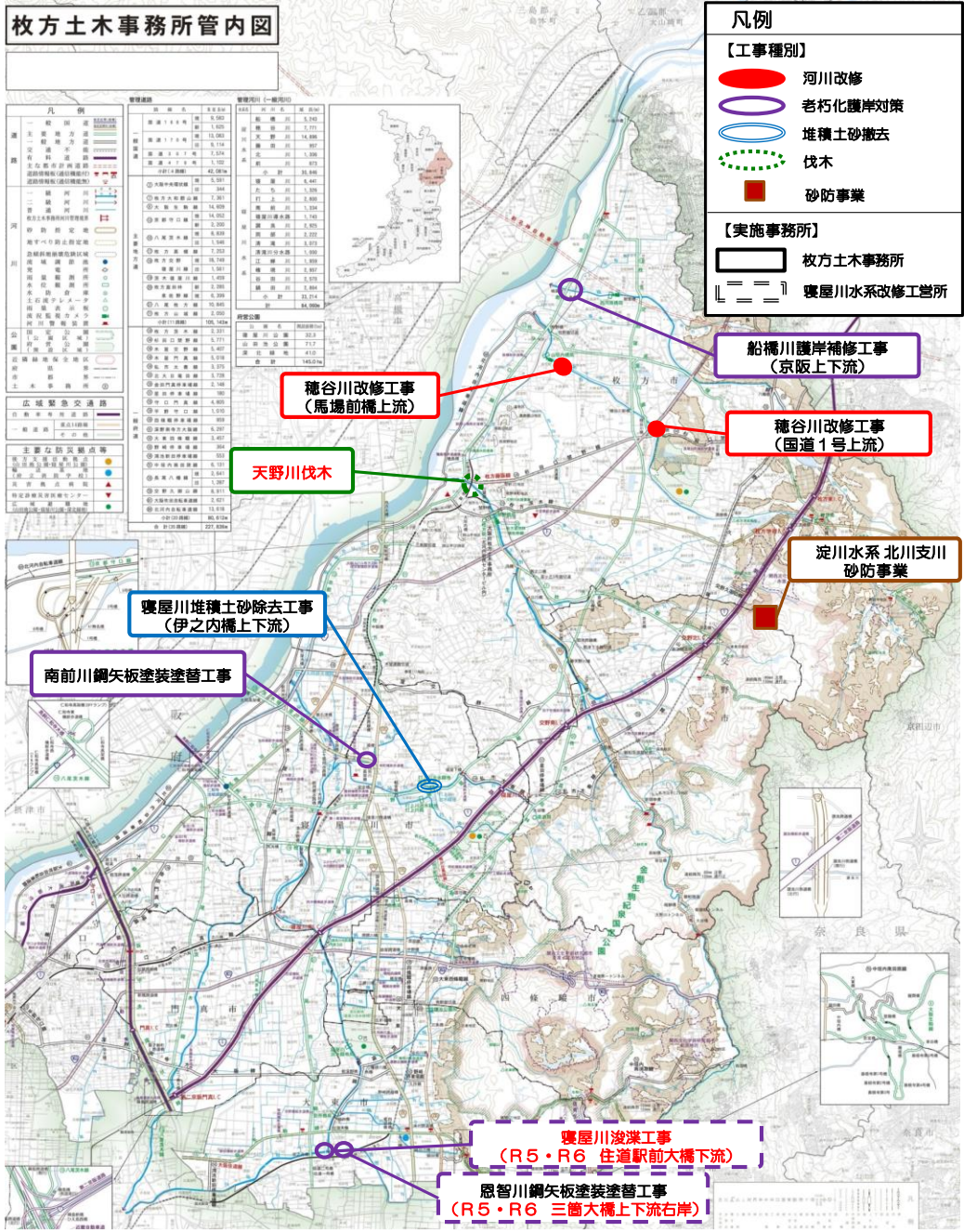


【河川特性マップ】



令和5年度 北河内地域の河川及び砂防施設 の整備予定 (地下河川・増補幹線除く)

北河内地域の河川（地下河川・増補幹線除く）・砂防施設の整備予定（令和5年度）



寝屋川北部地下河川と 下水道増補幹線の整備状況

令和5年度

◆現状

- 貯留量：46万 m^3
- 集水区域：6,600ha（供用済5,800ha）

凡例

寝屋川水系改修工営所

- > 地下河川（整備中）
- ==> 地下河川（完成）

東部流域下水道事務所

- > 下水道増補幹線（整備中）
- ==> 下水道増補幹線（完成）

令和2年度 約1,600ha
浸水軽減面積拡大
延長3.1km、貯留量6万 m^3 増

平成14年度 供用済
1,400ha

平成27年6月供用済
約1,100ha

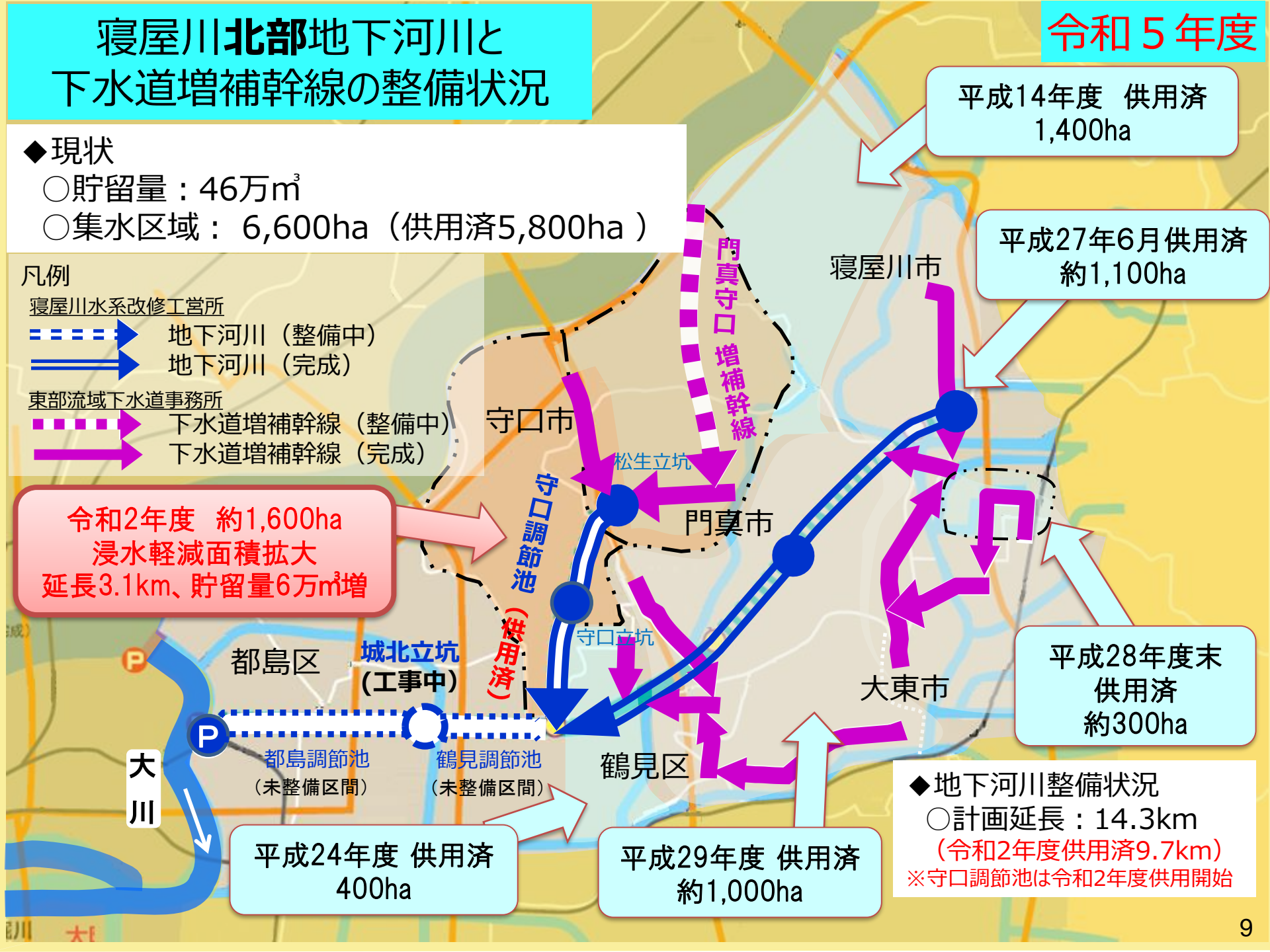
平成28年度末
供用済
約300ha

平成24年度 供用済
400ha

平成29年度 供用済
約1,000ha

◆地下河川整備状況

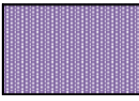
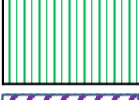


- 計画延長：14.3km
（令和2年度供用済9.7km）
- ※守口調節池は令和2年度供用開始

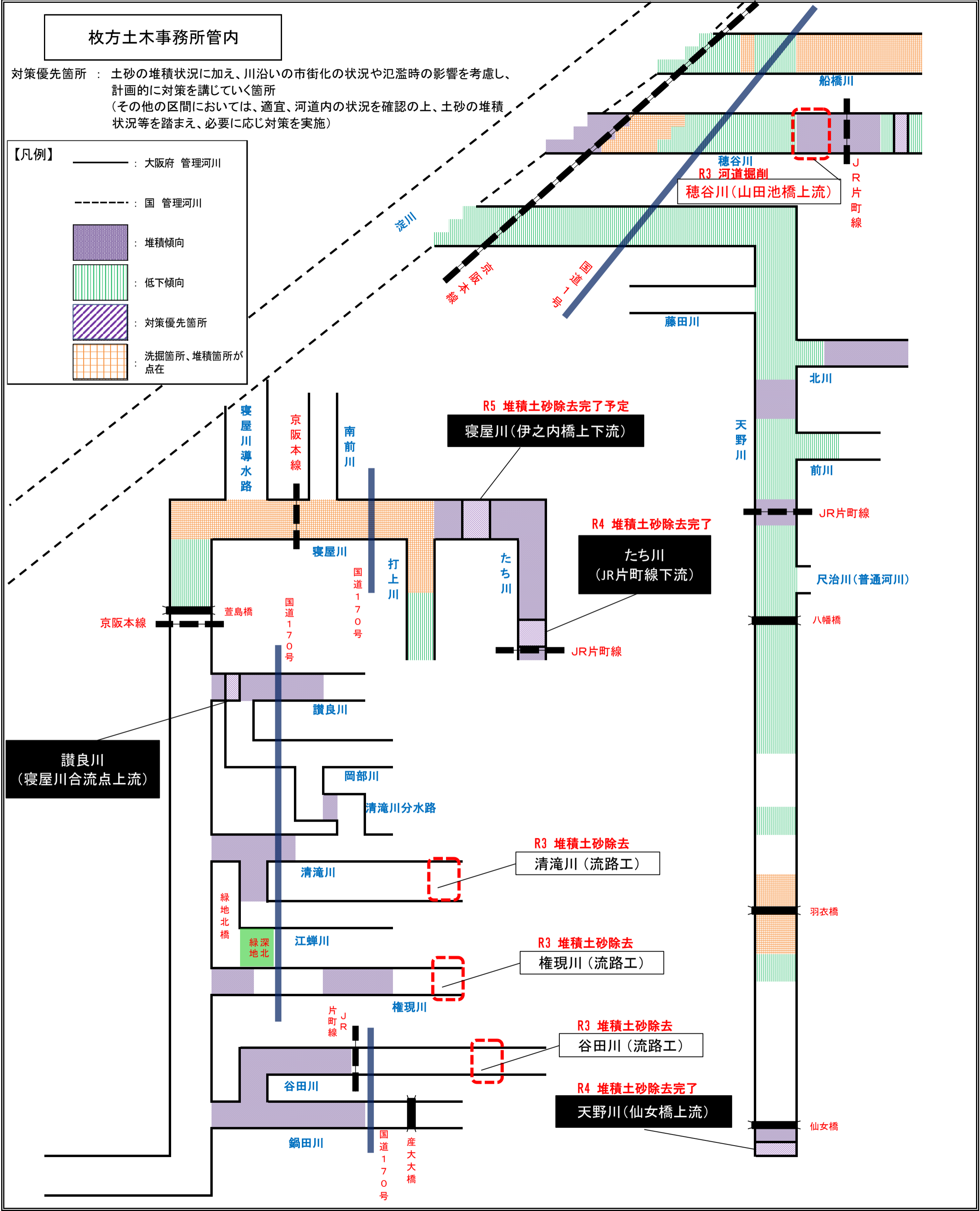


枚方土木事務所管内

対策優先箇所：土砂の堆積状況に加え、川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響を考慮し、計画的に対策を講じていく箇所
 (その他の区間においては、適宜、河道内の状況を確認の上、土砂の堆積状況等を踏まえ、必要に応じ対策を実施)

【凡例】

- : 大阪府 管理河川
- - - - : 国 管理河川
-  : 堆積傾向
-  : 低下傾向
-  : 対策優先箇所
-  : 洗掘箇所、堆積箇所が点在



讚良川
(寝屋川合流点上流)

R5 堆積土砂除去完了予定
寝屋川(伊之内橋上下流)

R4 堆積土砂除去完了
たち川
(JR片町線下流)

R3 堆積土砂除去
清滝川(流路工)

R3 堆積土砂除去
権現川(流路工)

R3 堆積土砂除去
谷田川(流路工)

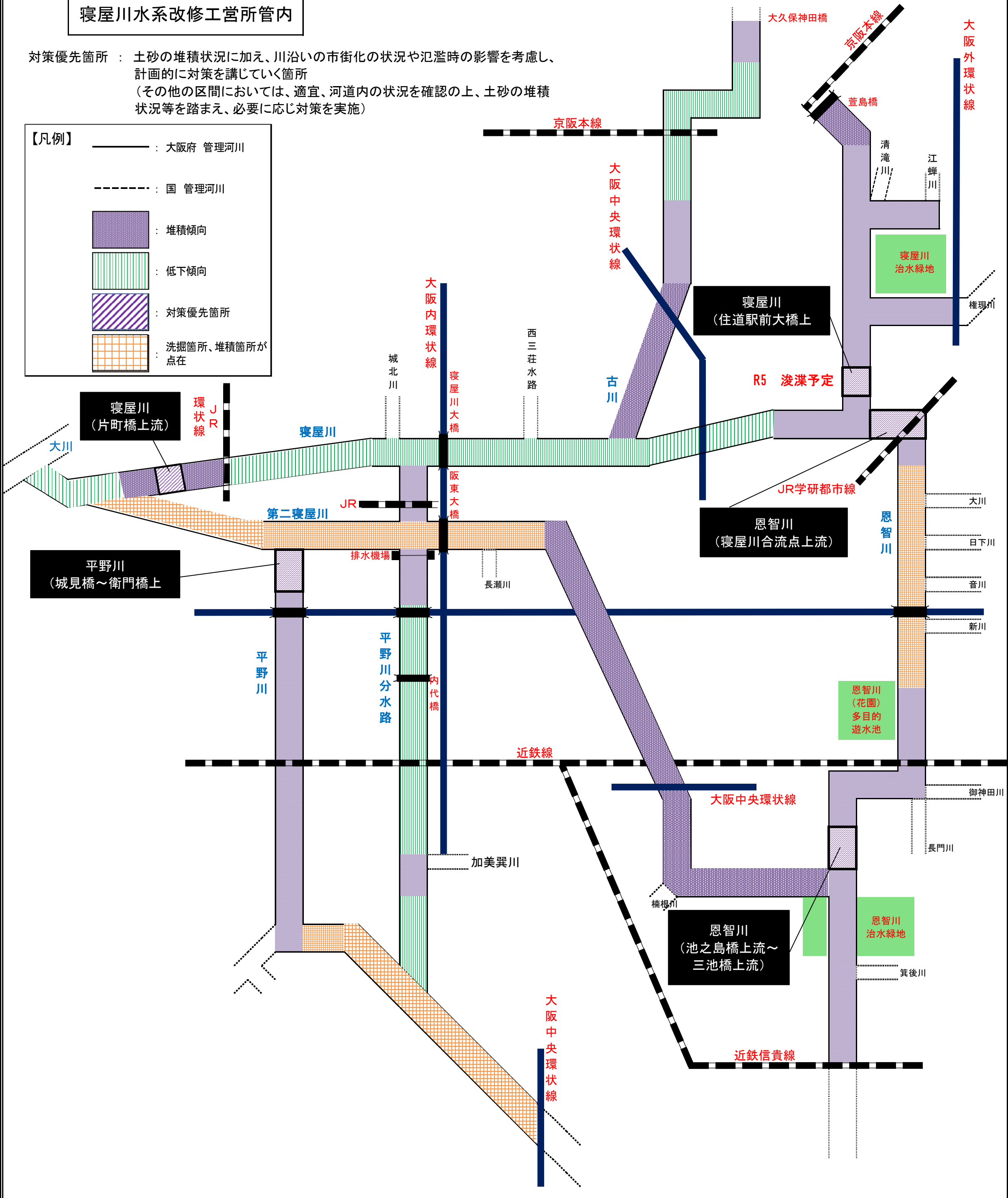
R4 堆積土砂除去完了
天野川(仙女橋上流)

寝屋川水系改修工営所管内

対策優先箇所：土砂の堆積状況に加え、川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響を考慮し、計画的に対策を講じていく箇所
 (その他の区間においては、適宜、河道内の状況を確認の上、土砂の堆積状況等を踏まえ、必要に応じ対策を実施)

【凡例】

- ：大阪府 管理河川
- - - - -：国 管理河川
- (紫点線)：堆積傾向
- (緑点線)：低下傾向
- (紫斜線)：対策優先箇所
- (オレンジ格子)：洗掘箇所、堆積箇所が点在



各機関の取り組み報告

取組内容

◆経緯

災害時に避難情報や避難所開設情報を、これまでも様々な方法で住民に伝達してきたが、スマートフォンや携帯電話の使い方を熟知しておらず、防災行政無線による放送が聞き取りづらい場所に住んでいる、特に高齢者への情報伝達手段に苦慮していた。

→その他の情報伝達手段では情報を入手することが困難な人に対して、「交野市防災・避難情報等電話・FAX通知サービス」を令和5年2月より開始

◆内容

防災行政無線で放送する内容を人工音声で作成し、事前に登録した電話番号に音声で通知、聴覚障害のある人に対しては、FAXを送信します。

※防災行政無線の定時の試験放送等は通知の対象外
市民個人だけでなく、高齢者や障がい者向けの福祉施設等も対象としています。

◆効果

事業を始めたばかりの状況のため、現在登録者数もわずかで、実際に利用した実績はまだありません。ただ、土砂災害の可能性のある山側の地域や、洪水の可能性のある天野川の流域では、高齢者だけの世帯も多く、大雨の際には防災行政無線のスピーカーからの音声が届きづらいため、様々な情報伝達手段を補完するものとして、非常に有効であると考えています。出水期前の広報6月号で災害情報の入手手段の1つとして周知・啓発を行い、普及を図っていく予定です。

取組内容 水防団間の連携（訓練を通じた連携）



淀川左岸水防団



大東市による訓練参加



各種工法による訓練実施風景





取組内容 公共下水道等の浸水想定区域図の作成を行う


- 令和3年度の水防法改正により、雨水出水浸水想定区域の指定対象が大幅に拡大し、原則、下水道による浸水対策を実施する全ての団体が指定対象。
- 府では、流域下水道の雨水排水区域（流域関連公共下水道を含む。）に係る雨水出水浸水想定区域の指定に向け、浸水シミュレーションを府が一括で実施。

目 標

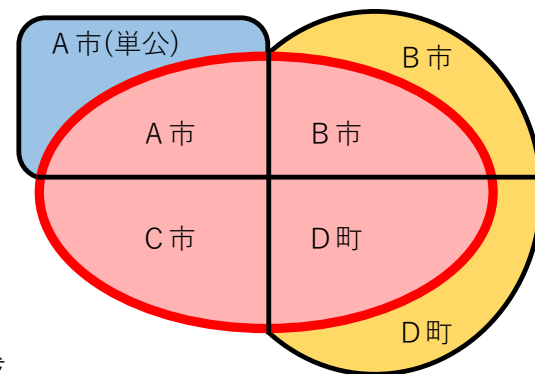
・雨水出水浸水想定区域の指定は、大阪府内の全ての対象団体において、**令和7年度までの指定**をめざす。

 大阪府のシミュレーション範囲
 >流域下水道の雨水排水区域
合流区域、分流区域のうち府が雨水幹線、雨水ポンプを整備する区域

 : 各市町のシミュレーション範囲

 >流域下水道の雨水排水区域外

⇒ 各市町で統合して一つの浸水想定区域図を作成



大阪府 検討概要イメージ図

役割分担

①想定最大規模降雨の設定

⇒各市町の協力のもと、**大阪府が主体的に設定**

- ・各市町の既往最大降雨を聞き取り、地域特性を踏まえた様々な想定最大規模降雨を大阪府が設定する。

②浸水シミュレーションの実施

⇒流域下水道の雨水排水区域（流域関連公共下水道を含む。）は**大阪府が一括実施**

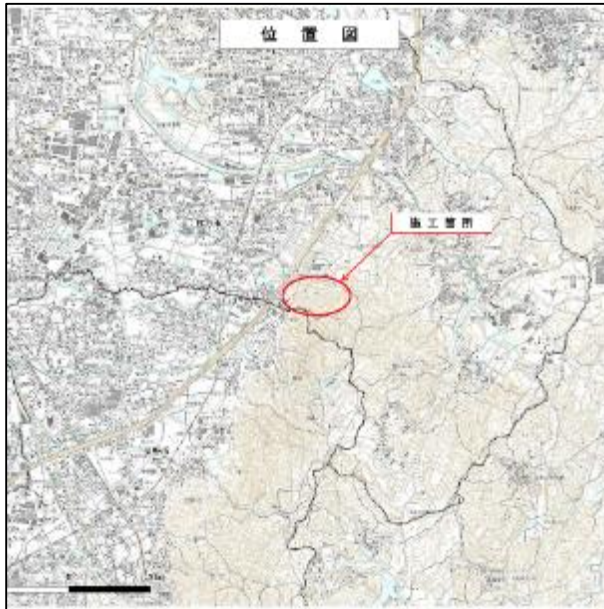
- ・設定した様々な降雨により浸水シミュレーションを実施し、その成果を関連市町へ提供する。

③指定・公表

⇒**各下水道管理者が実施**

- ・各市町が自ら実施するシミュレーションの結果に、②の成果を統合させて浸水想定区域図を作成し、指定・公表を行う。

取組内容 ・砂防事業、森林整備・保全を推進



(目的) 枚方市津田地内において、溪床、溪岸の荒廃を防止するとともに、下流への土砂の流出を抑止調整するための治山施設（治山ダム工（谷止工 鋼製）1基）を整備した。



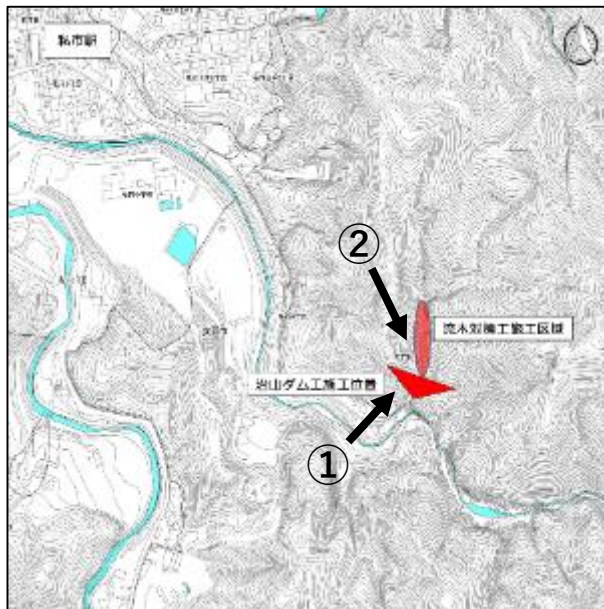
取組内容 ・砂防事業、森林整備・保全を推進



(目的) 交野市私市地内において、溪床、溪岸の荒廃を防止するとともに、下流への土砂の流出を抑止調整するための治山施設 (治山ダム工 (コンクリート) 1基、流木対策工 一式) を整備した。



①治山ダム全景



②流木の危険がある木を伐採

取組内容 河川の防災情報を提供するHPをリニューアルし、避難や水防活動に資する情報提供を充実化

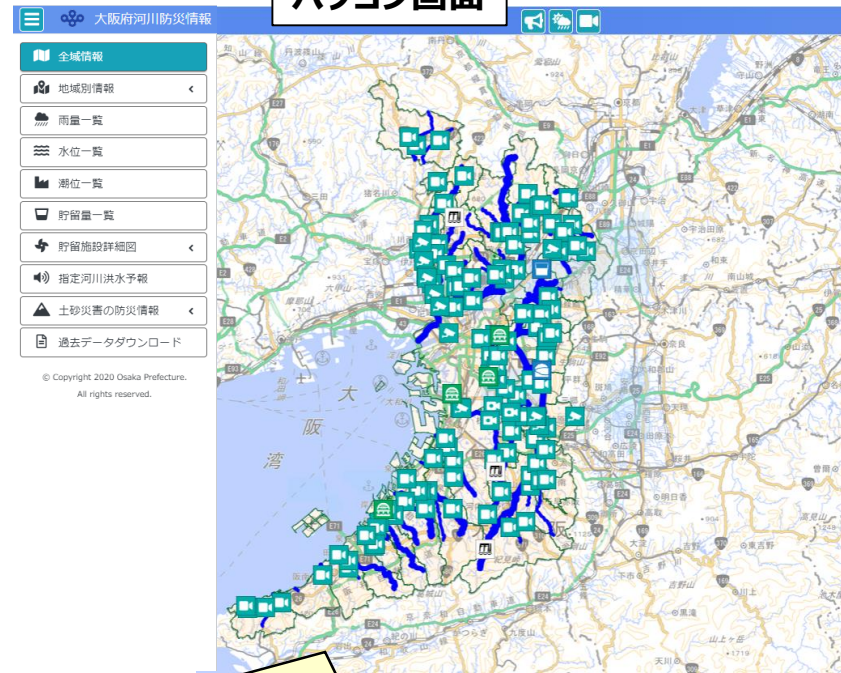
大雨の際に府民の皆さんが躊躇なく避難行動をとれるように、雨量、河川水位や河川カメラ画像などの河川防災情報を公開しています。（英語対応）

<https://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/public/ja/gis.html>



令和4年12月～ ホームページを大幅リニューアル

パソコン画面



新ホームページの改良点① ～閲覧可能情報の追加～

これまで閲覧できた水位、雨量、貯留施設（ダム等）状況に加え、新たに**洪水リスク表示図、土砂災害警戒区域、土砂災害の防災情報、降水ナウキャスト、水門・鉄扉等施設の開閉状況、開設避難所情報**が同一画面上で閲覧可能に！

スマホ画面



新ホームページの改良点② ～スマートフォンに対応～

スマホ専用画面を新たに作成
スマホの位置情報から**自分の位置、周囲の河川状況、開設された避難所の位置が一目で分かる！**

水位情報閲覧画面

観測時刻	万橋 基準		万輪橋 基準	
	m		m	
堤防高	7.065		6.917	
氾濫危険水位	4.20		3.45	
避難判断水位	3.85		3.10	
氾濫注意水位	3.75		3.00	
水防団待機水位	2.50		1.50	
最大値	[18:37] 4.45		[18:26] 5.25	
最小値	[04:30] 1.23		[16:54] 0.20	
既往最大			5.01	
09/02 18:24			5.25	
09/02 18:23			5.23	
09/02 18:22			5.23	
09/02 18:21			5.20	
09/02 18:20			5.15	
09/02 18:19			5.08	
09/02 18:18	3.94		4.99	
09/02 18:17	3.95		4.91	
09/02 18:16	3.90		4.82	
09/02 18:15	3.79		4.70	
09/02 18:14	3.77		4.59	
09/02 18:13	3.70		4.47	
09/02 18:12	3.65		4.37	
09/02 18:11	3.60		4.25	
09/02 18:10	3.57		4.15	
09/02 18:09	3.54		4.04	
09/02 18:08	3.52		3.92	
09/02 18:07	3.48		3.79	
09/02 18:06	3.44		3.68	
09/02 18:05	3.39		3.59	

10分間で
約1mも
水位上昇

新ホームページの改良点③ ～リアルタイム化～

水位情報の提供を**10分⇒1分間隔に短縮**
リアルタイムで水位が確認できる！

大阪府域 流域治水プロジェクト【グリーンインフラ】

～880万人の暮らしを守る「防ぐ」「逃げる」「凌ぐ」を組み合わせた流域治水の推進～

大阪府
参考資料

●グリーンインフラの取り組み

みお筋等を工夫した整備（田尻川）

水制工

魚道整備（芥川）

かわまちづくり（箕面川）

現地埋土種子による法面緑化（安威川ダム）

親水護岸整備（寝屋川）

水都大阪の再生
大川ふれあいの水辺

水環境改善のための
底泥の浚渫（寝屋川流域）

魚道整備（西除川）

生駒山系花屏風構想

ワンドの整備（近木川）

かわまちづくり（椋井川）

ひつじによる除草（松尾川）

【全域に係る取組】

- ・アドプト・リバー・プログラムによる美化活動
- ・地域のニーズを踏まえた賑わいのある水辺空間創出への連携・支援

○寝屋川流域では、下水道整備の進捗等により、昭和50年以前の劣悪な水質が改善し、平成27年以降は全ての環境基準点で環境基準を満たしています。

○淀川水系田尻川や芥川などでは、多様な生物に配慮した多自然川づくりを進めています。

○水都大阪の再生やかわまちづくり事業など、河川区間を活かした賑わいを創出していきます。

このような、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取組を推進していきます。

●自然環境の保全・復元などの自然再生

- ・ダム建設に伴う現地植生回復

●治水対策における多自然川づくり

- ・上下流の連続性確保に向けた魚道の整備
- ・現地発生材を活用したみお筋の整備

●自然環境が有する多様な機能活用の取組み

- ・小中学校、水辺の学校等との河川環境学習
- ・自治体・住民・企業との協力による河川美化活動
- ・寝屋川流域協議会の連携による水環境改善の取組み
- ・花木や紅葉の美しい樹木の植樹による景観資源の創出

●魅力ある水辺空間・賑わいの創出

- ・水の都を取り戻す水都大阪の再生
- ・自然環境と周辺の歴史的資源を活かしたかわまちづくり

アドプト・リバー・プログラム
による河川美化活動



水辺の学校による
河川環境学習



【本編】**➤ 治水ダムの防災情報に関する記載追加（第5章第9節）**

○治水ダム（安威川ダム、箕面川ダム、狭山池ダム）に関する、事前放流や緊急放流などの防災情報の内容及び連絡系統図等を記載。

➤ 国の洪水予報発表基準変更に伴う修正（第5章第1節、同第3節）

○氾濫危険情報の発表基準について、従来の氾濫危険水位到達時における発表に加え、急激な水位上昇により同水位を超えると見込まれる場合にも発表される旨を記載。

➤ 大阪府管理河川における洪水浸水想定区域の指定追加（第17章第1節）

○大阪府管理の洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川（その他河川）における洪水浸水想定区域の新たな指定状況を反映。

➤ 各機関の組織変更や改称、連絡系統図等の修正（第5章第7節ほか）

○市町村や関係機関等の組織名や連絡先、連絡系統図等を最新の情報に修正。

【資料編】

➤ 治水ダムに関する操作規則、操作細則、事前放流実施要領等の追加、一部修正

○ダム完成(予定)に伴う安威川ダムの操作規則(案)、操作細則(案)の追加。

○国通知「ダム放流による通知、情報提供の具体的措置(案)」等を踏まえた

- ・箕面川ダム、狭山池ダムの操作細則及び工事中における安威川ダム操作運用の一部修正。
- ・事前放流実施要領、防災情報に関する通知様式の追加。

洪水浸水想定区域の指定拡大について

■ 洪水浸水想定区域指定の概要

水防法に基づき国土交通大臣または都道府県知事が洪水浸水想定区域を指定することにより、以下が義務化となる

- ▶ 市町村による避難体制の構築（ハザードマップの作成・配布、地域防災計画への洪水に関する情報の伝達方法や要配慮者利用施設の名称・所在地等の記載 など）
- ▶ 不動産取引時における洪水リスクの説明

■ 水防法改正の背景と概要

近年、これまで水防法に基づき洪水浸水想定区域を指定することとされていた河川以外の、水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生。円滑かつ迅速な避難等のための適切な洪水浸水リスク情報の提供が全国的な課題となっている。

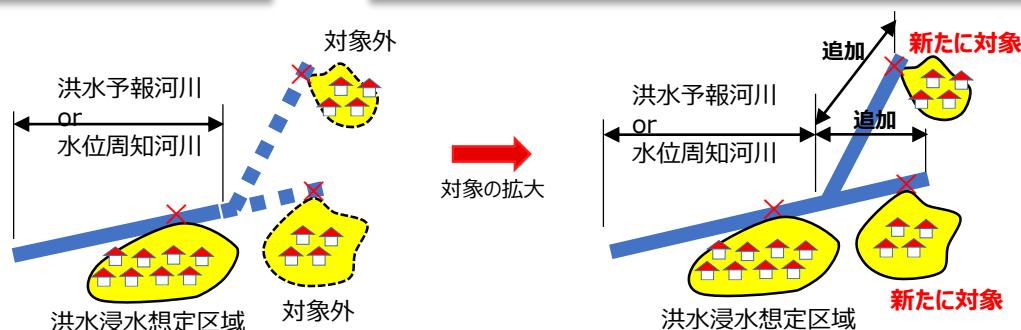
このような背景から令和3年7月に水防法が改正され、洪水浸水想定区域の指定対象が追加された。

（従来の対象河川）

- 洪水予報河川
- 水位周知河川

（法改正による対象河川の追加）

- 防御対象*1があり、水位等の情報*2が入手可能な河川
- 特定都市河川



- ※1 住宅、要配慮者利用施設、避難者が居住・滞在する建築物、避難施設、避難路、その他避難に供する施設
- ※2 河川管理者が取得する水位情報のほか、気象庁が発表する雨量や洪水に関する情報（キキクル）

■ 大阪府のこれまでの取組

- ▶ 平成17年度～ [水防法に基づく取組]
 - ・洪水予報、水位周知河川<39河川>の浸水想定区域の公表・指定（1/100）
- ▶ 平成22～24年度 [府管理河川のリスク周知]・・・リスク情報空白地帯は解消
 - ・全154河川の洪水リスク表示図を公表（1/10、1/30、1/100、1/200）
- ▶ 平成27年度 [水防法改正に伴う想定最大規模リスクの追加]
 - ～令和3年度 [水防法改正に伴う区域指定対象河川の拡大]
 - ・全154河川の浸水想定区域図の作成（1/100、L2）及び洪水リスク表示図の更新（1/10、1/30、1/100、L2）
 - ・洪水予報、水位周知河川<39河川>及びその他河川<6河川>について浸水想定区域の指定（1/100、L2）

■ 大阪府の方針

【基本方針】

令和6年度出水期を目途に、全ての府管理河川を対象として洪水浸水想定区域の指定完了を目指す。（国の方針は令和7年度までに指定完了）

【区域指定の進め方】

- 指定範囲の設定
 - ・浸水想定と防御対象を重ね合わせた上で、リスク情報空白域が発生しないよう、人家や道路等の避難時に使用する施設が含まれる範囲を漏れなく設定
- 水位情報等の取得の準備
 - ・水位計があるが水位が未設定（28河川）⇒避難情報のトリガーとなる水位の設定
 - ・水位等の情報がない河川（18河川）⇒キキクルの対象河川拡大（気象庁と調整し、令和6年6月頃に拡大予定）

● 準備の整った河川から洪水浸水想定区域の指定

【指定スケジュール】

	R4年度	R5年度	R6年度
	洪水予報河川 水位周知河川 のその他区間 25河川	区域指定 市町村説明 ⇒区域指定手続	区域指定 市町村説明 ⇒区域指定手続
・水位計有、水位設定済：23河川 ・特別のみ有：22河川 ・浸水なし：15河川	区域指定	区域指定	区域指定
・水位計有、水位未設定：28河川 ・浸水なし：3河川	水位設定、市町村調整	区域指定 区域指定手続	区域指定
・水位計無、特別無：18河川	キキクル追加申請⇒気象庁によるモデル構築等作業	6月頃 キキクル追加	区域指定
その他河川 91河川	水位情報等の拡充について検討	区域指定	区域指定

【リスク周知】

- 市町村が作成するハザードマップによる住民等への周知 «避難»
- 宅地建物取引業者、各市町村農業委員会、開発許認可部局への周知 «土地利用»
- 府HP、国HP（かさねるハザードマップ、浸水ナビ）における公表や、流域治水の取組（タイムライン、要配慮者利用施設の避難確保計画作成）等のあらゆる機会を捉えて洪水リスクを周知

【資料 1 2】

防災気象情報の改善に係る取り組みについて

令和5年5月
大阪管区気象台

線状降水帯の予測精度向上等に向けた取組

線状降水帯の予測精度向上を前倒しで推進し、予測精度向上を踏まえた情報の提供を早期に実現するため、水蒸気観測等の強化、気象庁スーパーコンピュータの強化や「富岳」を活用した予測技術の開発等を早急に進めています。

観測の強化

- ・ 陸上観測の強化
- ・ 気象衛星観測の強化
- ・ 局地的大雨の監視の強化
- ・ 洋上観測の強化

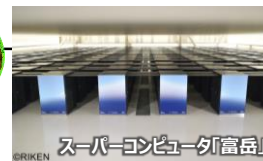


次期ひまわり
(令和10年度度ごとに打上げ)



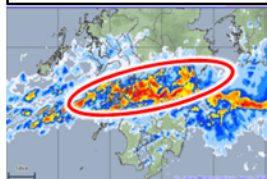
予測の強化

- ・ 高度化した局地アンサンブル予報等の数値予報モデルによる予測精度向上等を早期に実現するためのスーパーコンピュータシステムの整備
- ・ 線状降水帯の機構解明のための、梅雨期の集中観測、関連実験設備（風洞）の強化
- ・ 「富岳」を活用した予測技術開発

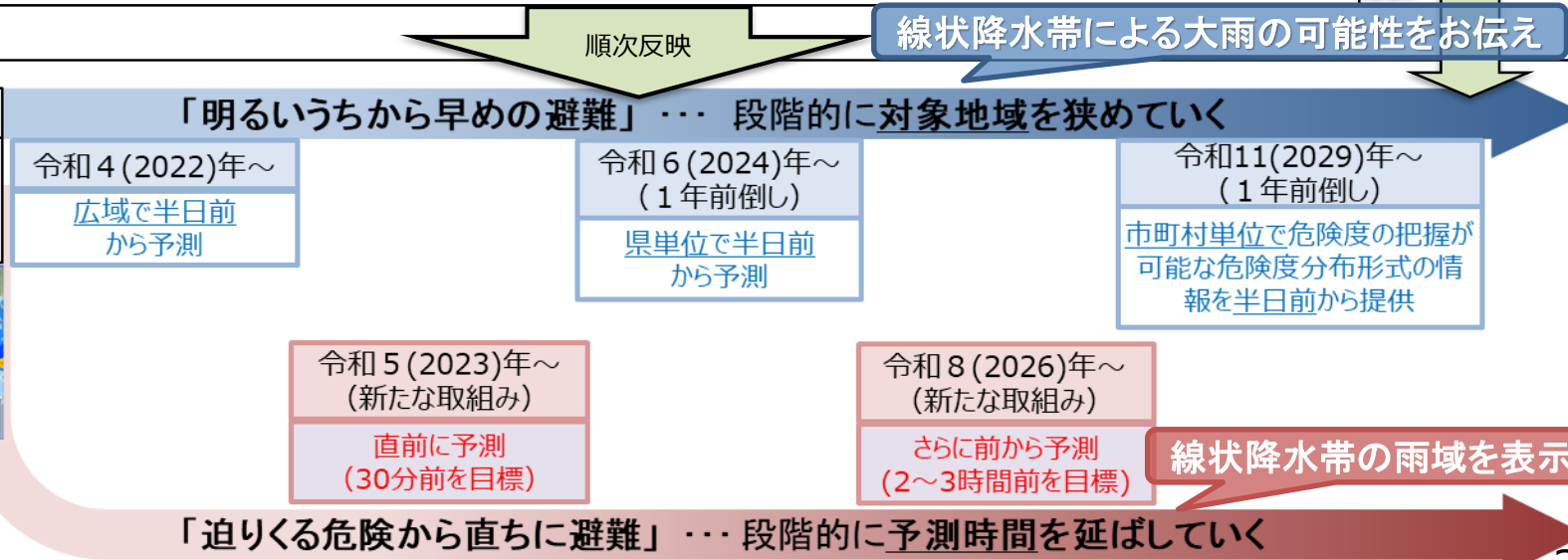


情報の改善

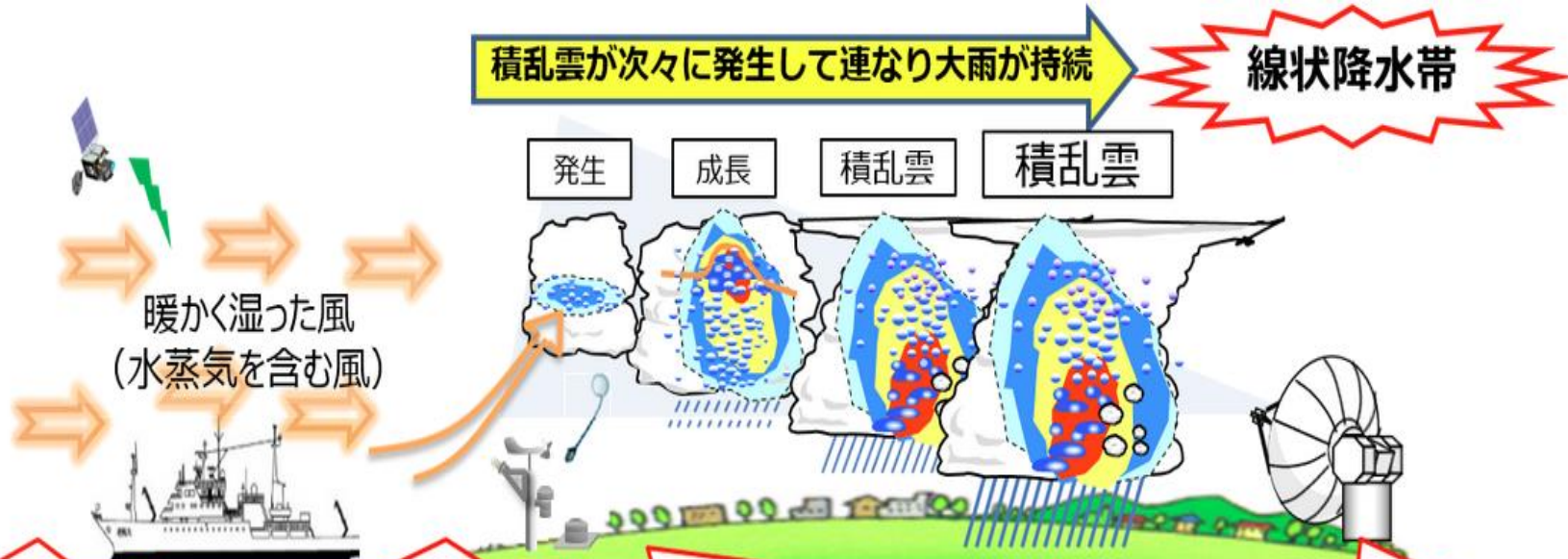
令和3(2021)年
線状降水帯の発生を
お知らせする情報
(6/17提供開始)



線状降水帯の雨域を楕円で表示



※具体的な情報発信のあり方や避難計画等への活用方法について、情報の精度を踏まえつつ有識者等の意見を踏まえ検討



「気象衛星観測の強化」

- 極軌道気象衛星受信装置、最新センサ活用に係る技術開発

「洋上観測の強化」

- 海洋気象観測船の代船建造、船舶GNSS観測の拡充により、線状降水帯上流の水蒸気観測能力の強化

「大気下層の観測の強化」

- マイクロ波放射計、アメダス更新（湿度観測を追加）、高層気象観測装置の更新強化により、大気下層の水蒸気観測能力の強化

「局地的大雨の監視の強化」

- 二重偏波気象レーダーにより、正確な^{へんぱ}雨量、積乱雲の発達過程を把握し、局地的大雨の監視能力を強化

「線状降水帯予測スーパーコンピュータ」を活用し、
線状降水帯の予測精度の向上及び情報を改善します。

令和5年
3月1日～

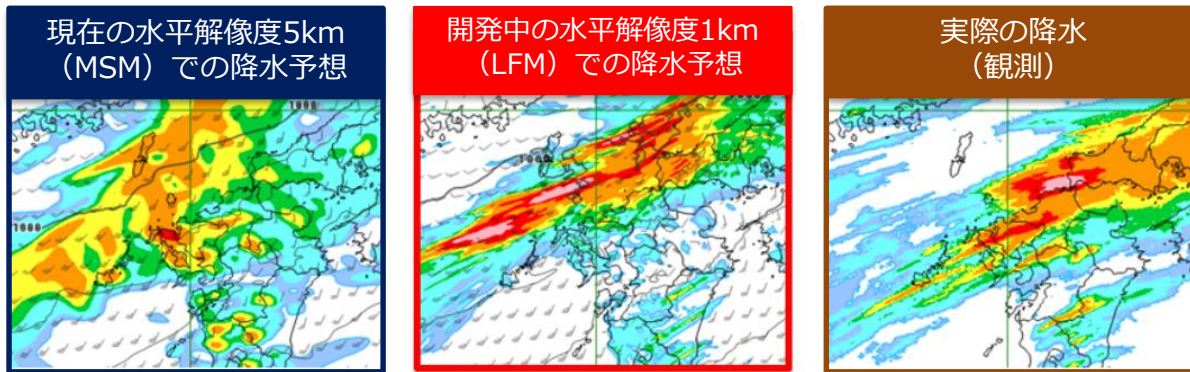
FUJITSU Supercomputer PRIMEHPC FX1000



令和5年度は水平解像度 2 km の数値予報モデル（局地モデル）を半日前からの呼びかけにも
利用できるように（本運用：令和6年度）

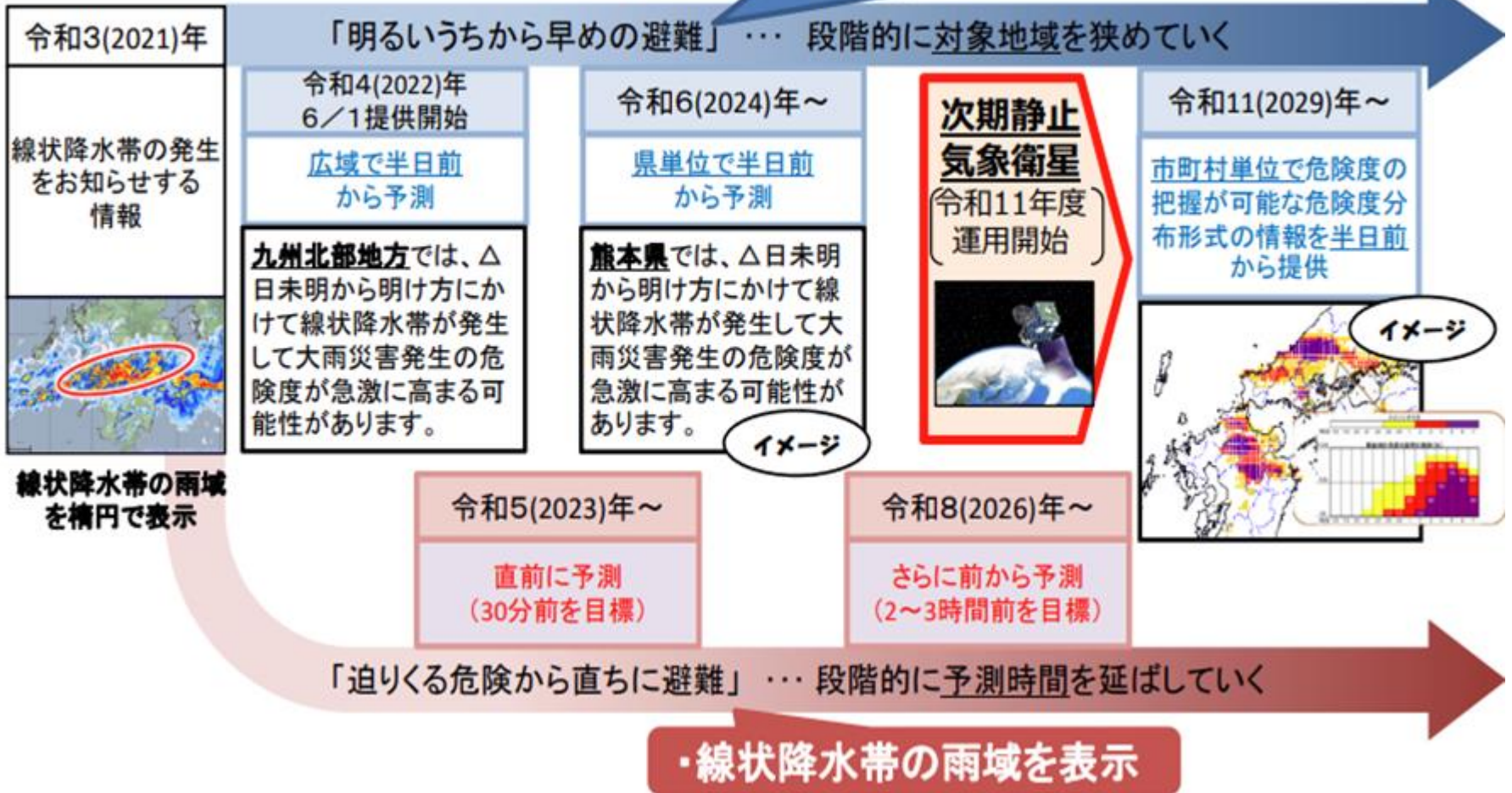
令和7年度には水平解像度をさらに細かく 1 km に高解像度化することを目指す

水平解像度 1 km に高解像度化した局地モデルのイメージ



スーパーコンピュータ「富岳」を活用した予測事例の1つ。水平解像度 1 km のモデルでは、
降水域の位置ずれ等の課題はあるものの、**強い降水を予測できる**事例が増えることを確認。

・線状降水帯による大雨の可能性をお伝え



令和3年
6月17日～

- 線状降水帯が発生したことをいち早くお知らせする、「顕著な大雨に関する気象情報」を提供しています。

顕著な大雨に関する気象情報の例

顕著な大雨に関する〇〇県気象情報

〇〇地方、〇〇地方では、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続けています。命に危険が及ぶ土砂災害や洪水による災害発生の危険度が急激に高まっています。

※ 線状降水帯がかかる大河川の下流部では今後危険度が高まる可能性があることにも留意する必要がある旨、ホームページ等に解説を記述する。

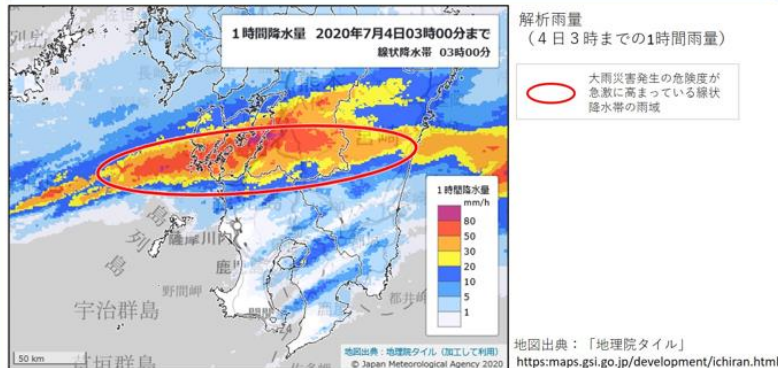
- 顕著な大雨に関する気象情報 -

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説

顕著な大雨に関する気象情報を補足する図情報の例

大雨に関する〇〇県気象情報 第〇号
令和〇年〇月〇日〇時〇〇分 〇〇地方気象台発表

〇〇地方と〇〇地方では、線状降水帯による非常に激しい雨や猛烈な雨が降っています。〇〇日〇〇まで、土砂災害、河川の氾濫に嚴重に警戒してください。



次の「大雨に関する〇〇県気象情報」は、〇日〇時頃に発表する予定です。

- 顕著な大雨に関する気象情報の発表基準 -

- ① 解析雨量 (5kmメッシュ) において前3時間積算降水量が100mm以上の分布域の面積が500km²以上
- ② ①の形状が線状 (長軸・短軸比2.5以上)
- ③ ①の領域内の前3時間積算降水量最大値が150mm以上
- ④ ①の領域内の土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) において土砂災害警戒情報の基準を実況で超過 (かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上) 又は洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) において警報基準を大きく超過した基準を実況で超過

令和4年
6月1日～

- 「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高い場合、「気象情報」において、半日程度前から地方予報区※単位等での呼びかけを行っています。



大雨に関する近畿地方気象情報 第〇号
〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 大阪管区気象台発表

<見出し> (例)

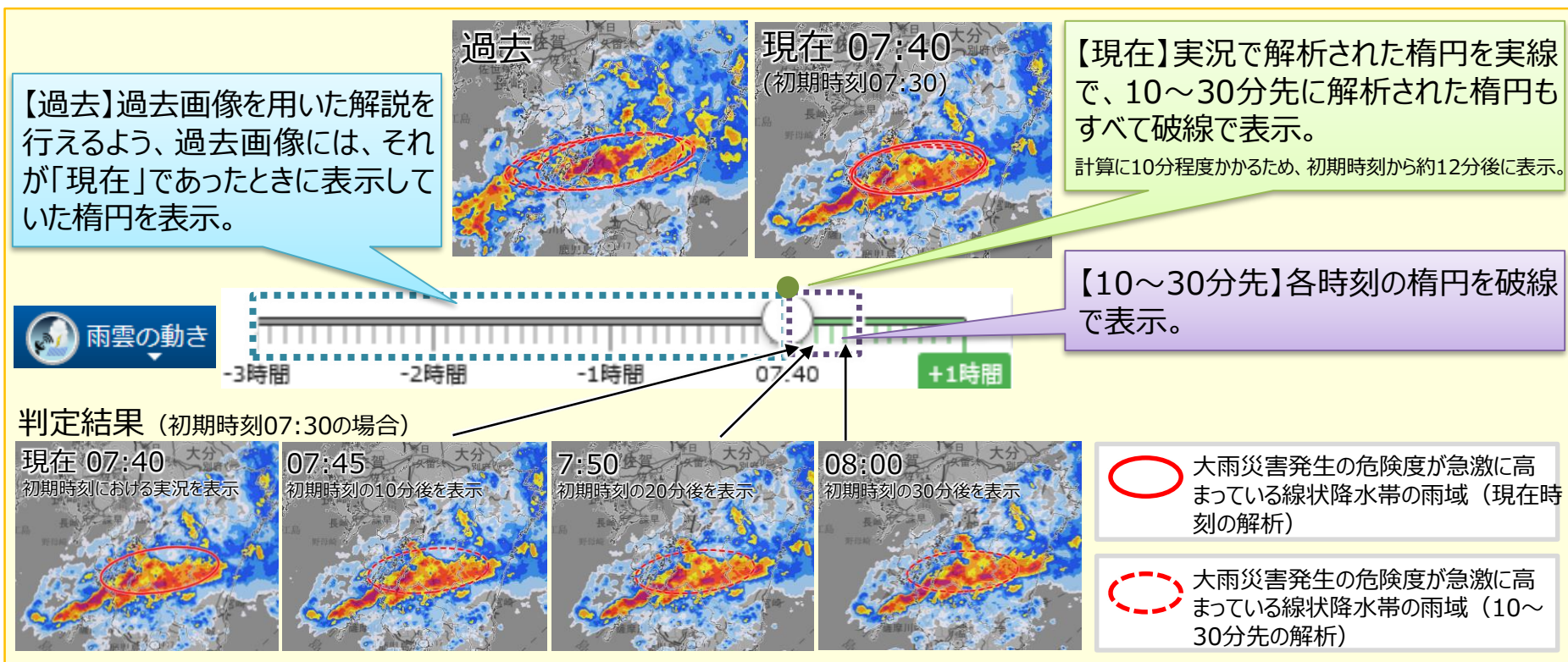
近畿地方では、〇日夜には、線状降水帯が発生して大雨災害発生危険度が急激に高まる可能性があります。

線状降水帯が発生した場合は、局地的にさらに雨量が増えるおそれがあります。

令和5年
出水期～

気象庁HPの表示

- 「顕著な大雨に関する気象情報」の発表条件に達した地域を地図上で大まかに把握できるように、気象庁HPの「雨雲の動き」、「今後の雨」の地図上に赤楕円で表示する。



- 「顕著な大雨に関する気象情報」が発表されたとき、どの領域で発表条件を満たしているのか、ひと目で分かる表示とする。
- 時間とともに消えてしまわないよう、表示期間の範囲内では、過去に遡って確認できるようにする。
- 30分先までで発表基準を満たした地域を表示しており、線状降水帯の「継続」や「終了」を予測するものではない。
- 解説しやすさのため、「現在」及び「過去」では、実況で解析された楕円のみ表示するボタンを新設

(参考) 大雨時に段階的に発表される防災気象情報

気象庁は様々な防災気象情報を発表しており、線状降水帯に関する情報は、この中のひとつ。この情報だけに着目するのではなく、段階的に発表される防災気象情報全体を活用いただくことが重要。

先行時間

1週間前

5日前

3日前

12時間前

3時間前

1時間前

現象発生

記録的短時間
大雨情報

最大30分程度早く

顕著な大雨に関する
気象情報

土砂災害警戒情報

指定河川洪水予報

気象注意報・警報・特別警報

(大雨・暴風等に関する) ○○県気象情報

台風情報 (進路・強度予報)

線状降水帯による大雨の可能性の
半日程度前からの呼びかけ

週間天気予報・天気予報

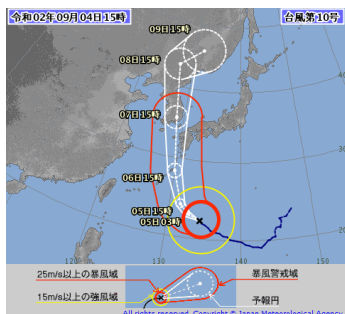
早期注意情報 (警報級の可能性)

降水短時間予報

ナウキャスト
(降水・雷・竜巻)

キキクル (土砂災害・浸水害・洪水害)

随時に発表

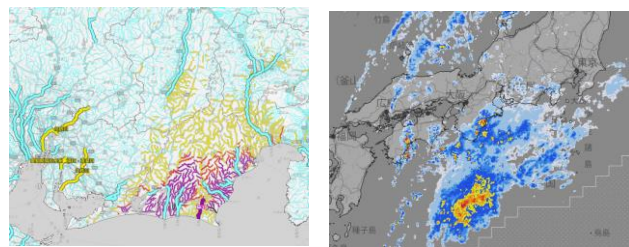
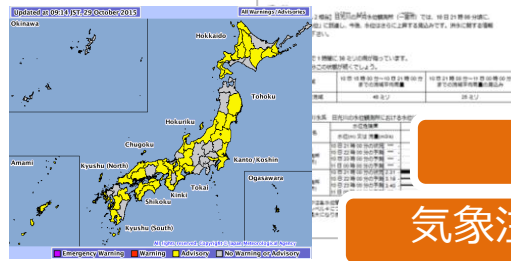


大雨による高・潮位に関する全観測値情報 第1号
平成27年10月23日11時00分 気象庁地球環境・海洋部発表

【要約】
10月23日の満月の前後は大潮の時期にあたり、満潮の時間帯を中心に潮位が高くなります。東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸及び西日本の沿岸の一部では、海岸や河口付近の低地で浸水や冠水のおそれがあります。

【本文】
潮から潮にかけては海水面が高くなる影響で、平常時の潮位が低潮でも最も高い潮位となります。潮位は、10月23日の満月の前後は大潮の時期にあたり、満潮の時間帯を中心に潮位が高くなる可能性があります。また、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸では地盤が大きく沈下しています。このため、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸、中部地方、西日本地方及び九州北部・中部地方の沿岸の一部では、10月23日から10月24日にかけて、満潮の時間帯を中心に海岸や河口付近の低地で浸水や冠水の恐れがあります。浸水の発生が予想される場合は、事前に呼びかけを行う可能性があります。特に観測値から発表される高潮警報・注意報や潮位情報に十分留意してください。

「大雨による高・潮位に関する全観測値情報」は本報のみとします。



熊本県熊本地方の早期注意情報(警報級の可能性)		警報級の可能性	
観測地点	種別	1日	2日
大南	大雨	(高)	(高)
	暴風	-	-
津深	大雨	-	-
	暴風	-	-

個別避難計画作成支援について

「市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド」策定の経緯

- 令和3年5月災害対策基本法改正により、個別避難計画作成が市町村の努力義務に。
- 国の指針において、優先度の高い方（ハザードの有無、マップ上で危険な地域にお住まいの方や要介護度や障害の程度により市町村が基準を決定）について、おおむね5年以内に作成することが示された。
- 府内市町村の危機管理担当部署より、個別避難計画作成に向けた進め方に苦慮されているご意見を受け、大阪府は、効率的な計画作成の参考にさせていただくことを目的に「市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド」を令和5年3月末に策定。



支援ガイドの主な内容

- 個別避難計画作成に向けた進め方を提示するとともに、府内市町村等の具体的な事例を紹介しております。（次頁の全体像をご覧ください）

コミュニティタイムライン等との連携

- 「計画作成推進に向けた多様なアプローチ」の計画作成推進に向けた環境、仕組みづくり等の具体例を紹介する章では、コミュニティタイムラインと連携した作成事例を紹介しております。
- コミュニティタイムラインや地区防災計画の作成等により、自主防災組織や自治会等地域と関わる際には、個別避難計画作成のきっかけになるよう、ご検討ください。
 - 当該の地域に避難行動要支援者がおられるか、ご確認ください。
 - おられる場合は、その方の避難についてお考えいただくよう、働きかけをお願いします（地域の方、ご本人のどちらでもかまいません）。

○個別避難計画は、大規模災害の教訓のもと、災害時に誰一人取り残さない（ご本人が避難することをあきらめない）ための重要な手段です。

- まずは、ご本人（地域の方）の命をまもることを考えていただくことが重要です。
- 最初は全ての項目が充足しなくてもかまいません。ご本人（または地域）が徐々に計画に繋げていただければ幸いです。
- 計画が1件でも作成できれば、その経験を元に他の方や地域で応用や発展が可能です。

○当計画作成が、福祉や健康医療等他の部署のご担当である市町村におかれましては、連携して作成の推進をお願いします。

○支援ガイドは大阪府HPからダウンロードできます。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/saigaitaisaku/index.html>

○ご質問、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

大阪府 危機管理室 防災企画課 地域支援グループ 電話：06-6944-9128（直通）

市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド全体像

全体構成

★個別避難計画作成に向けた進め方を提示するとともに、
府内市町村等の具体的な取組事例を紹介

第1章 基本的な事項

・個別避難計画作成の流れ ・計画作成を通じた地域共生社会づくり

第2章 作成前準備

・府の取組 ・庁内体制の整備 ・計画の優先度の検討
・モデル地区の選定 ・避難行動要支援者の同意

第3章 計画作成に向けた3つの進め方と具体的な取組事例

○計画作成への進め方を3つ(福祉・医療専門職の協力を得て作成、地域の協力を得て作成、本人・家族が作成)に分類し、府内市町村の具体的な取組事例とともに紹介

①主に福祉・医療専門職の協力を得て作成する進め方
例:東大阪市、豊中市

②主に地域の協力を得て作成する進め方
例:枚方市、泉佐野市、熊取町

③本人・家族・親族が記入し、作成する進め方
例:八尾市

第4章 計画作成推進に向けた多様なアプローチ

・計画作成推進に向けた環境、仕組みづくり等の具体例を紹介

市による避難先と担い手の確保 ~大東市~

コミュニティタイムラインと連携した計画作成 ~高槻市~

難病児・者の医療機関等による支援 ~泉佐野保健所~

第5章 計画作成後

・計画作成後の実効性確保に向けた取組 ~岡山市~

第6章 FAQ・他資料集

・FAQ集 ・資料集:ガイド掲載事例市町村等の各種様式、要綱等

内容のポイント

ポイント1:府内市町村の具体的手続き例を実務レベルで提示

ポイント2:マンパワーに配慮し広く展開可能な事例を厳選

ポイント3:各市町村担当者の思いやコメントを生の声として掲載

ポイント4:様式はそのまま使えるワード・エクセルで提供

ポイント5:個別避難計画の専門家である阪本教授による監修

今後の展開

○市町村向け個別避難計画作成研修で活用

・個別避難計画作成支援研修で教材として活用

○個別避難計画作成関係者に広く配布

・地域の自主防災組織、民生委員、福祉専門職の方にも広く配布

○定期的なブラッシュアップ

